

新庄市地域防災計画

(震災対策編)

令和8年3月
新庄市防災会議

目 次

第1編 総則

第1章	総則	2
第2章	本市の特質と災害要因	9
第1節	自然条件	9
第2節	地震の誘因	13
第3節	既往地震とその被害	16
第3章	予想される被害等の状況	19
第4章	新庄市の地震防災計画の基本的な考え方	22
第5章	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	24

第2編 災害予防計画

第1章	地震観測体制整備計画	45
第2章	防災知識の普及計画	49
第3章	地域防災力強化計画	55
第4章	災害ボランティア受入体制整備計画	62
第5章	防災訓練計画	66
第6章	避難体制整備計画	69
第7章	救助・救急体制整備計画	75
第8章	火災予防計画	78
第9章	消防団充実強化計画	82
第10章	医療救護体制整備計画	84
第11章	地震防災施設等整備計画	86
第12章	防災用通信施設災害予防計画	89
第13章	孤立集落対策計画	93
第1章	都市防災計画	95
第1章	建築物災害予防計画	97
第1章	輸送体制整備計画	102
第1章	各種施設災害予防対策計画	105
第1節	交通関係施設災害予防計画	105
第2節	土砂災害防止施設災害予防計画	110

第3節	農地・農業用施設災害予防計画	115
第4節	電力供給施設災害予防計画	117
第5節	ガス供給施設災害予防計画	119
第6節	電気通信施設災害予防計画	121
第7節	上水道施設災害予防計画	123
第8節	下水道施設等災害予防計画	125
第9節	危険物等保安計画	127
第1章	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	129
第1章	文教施設及び児童福祉施設における災害予防計画	132
第2章	要配慮者の安全確保計画	138
第2章	積雪期の地震災害予防計画	144

第3編 災害応急計画

第1章	活動体制計画	148
第1節	災害対策本部	148
第2節	職員の動員配備体制	152
第3節	広域応援・受援計画	154
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	157
第2章	情報収集伝達計画	162
第1節	通信計画	162
第2節	災害情報伝達計画	165
第3節	災害情報収集計画	168
第4節	広報計画	172
第3章	避難計画	179
第4章	避難所運営計画	186
第5章	災害時の防犯計画	193
第6章	救助・救急計画	194
第7章	消火活動計画	198
第8章	医療救護計画	201
第9章	遺体対策計画	203
第1章	交通輸送計画	206
第1節	輸送計画	206
第2節	交通計画	208
第3節	突発重大事故応急計画	211
第11章	各種施設災害応急対策計画	213

第1節	土砂災害防止施設災害応急計画	213
第2節	農地・農業用施設災害応急計画	216
第3節	電力供給施設災害応急計画	217
第4節	都市ガス供給施設災害応急計画	220
第5節	電気通信施設災害応急計画	223
第6節	下水道施設等災害応急計画	225
第7節	危険物等施設災害応急計画	227
第12章	農林業災害応急計画	231
第13章	生活支援計画	234
第1節	食料供給計画	234
第2節	給水・上水道施設応急対策計画	237
第3節	生活必需品等物資供給計画	242
第4節	保健衛生計画	245
第5節	廃棄物処理計画	249
第6節	地域内輸送拠点運営計画	253
第1章	文教施設及び児童福祉施設における災害応急計画	255
第1章	要配慮者の応急対策計画	260
第1章	応急住宅対策計画	264
第1章	災害救助法の適用に関する計画	269
第1章	労働力確保計画	274
第1章	物的公用負担等の実施計画	277
第2章	自発的支援の受入計画	281

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	民生安定化計画	286
第2章	金融支援計画	297
第3章	公共施設等災害復旧計画	300
第4章	災害復興計画	303

第 1 編 総則

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、地震災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づき、新庄市防災会議が策定する新庄市地域防災計画の一部を構成し、本市における地震防災対策の基本となるものであり、本計画の性格は次のとおりとする。

- (1) 市及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が地震防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携をしつつ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。
併せて、いつでもどこでも起こりうる災害に備え市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (4) 新庄市防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを市防災会議に提出する。市防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

3 防災の基本理念（新庄市地域防災計画各編共通事項）

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 周到かつ十分な災害予防

<基本理念>

- ①災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- ②最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

<施策の概要>

- ①災害に強い国づくり、まちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。
- ②事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- ③市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- ④防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- ⑤発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- ⑥防災に関する施策の意思決定の場や地域の自主防災組織の体制・活動における女性等の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

<基本理念>

- ①災害が発生する恐れがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ②被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無等といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

<施策の概要>

- ①災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- ②災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- ③被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- ④円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- ⑤被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- ⑥被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- ⑦被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ⑧指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- ⑨防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- ⑩応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危

険性の見極め、必要に応じた市民の避難及び応急対策を行う。

- ⑪国内外からのボランティア、義援物資・義援金等の支援を適切に受け入れる。
- ⑫災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- ⑬平常時から他自治体との間、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- ⑭市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について関係機関と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。
- ⑮市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

<基本理念>

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

<施策の概要>

- ①被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- ②物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③新庄市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- ④快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- ⑤被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- ⑥被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1

項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、市地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、国土強靱化基本計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定、指定緊急避難所の周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、新庄市

災害時要援護者避難支援プランに基づく災害時要援護者台帳又は避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画の作成、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|---|
| ①本計画 | 新庄市地域防災計画をいう。 |
| ②本部 | 新庄市災害対策本部をいう。 |
| ③本部長 | 新庄市災害対策本部長をいう。 |
| ④連絡本部 | 新庄市災害対策連絡本部をいう。 |
| ⑤連絡本部長 | 新庄市災害対策連絡本部長をいう。 |
| ⑥防災関係機関 | 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| ⑦県 | 山形県をいう。 |
| ⑧総合支庁 | 最上総合支庁をいう。 |
| ⑨県防災計画 | 山形県地域防災計画をいう。 |
| ⑩県本部 | 山形県災害対策本部をいう。 |
| ⑪県本部長 | 山形県災害対策本部長をいう。 |

- ⑫県水防計画 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条の規定により、知事が定める山形県水防計画をいう。
- ⑬県水防本部 県水防計画に定める山形県水防本部をいう。
- ⑭県水防本部長 県水防計画に定める山形県水防本部長をいう。
- ⑮県警察 山形県警察をいう。
- ⑯法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- ⑰市水防計画 新庄市水防計画をいう。
- ⑱水防本部 新庄市水防本部をいう。
- ⑲水防本部長 市水防計画に定める新庄市水防本部長をいう。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地勢

本市は、山形県北東部に位置する最上地方の中央にあり、北緯 38°45′、東経 140°18′に位置し、北東部は金山町及び最上町に、西南部は真室川町、鮭川村、戸沢村、大蔵村及び舟形町に接している。

市の総面積は 222.85km²、東西 13.4km、南北 14.0km の広大な面積を有し、奥羽山系に囲まれた盆地である。全面積のうち、山林・原野が 57.5%、農用地が 25.7%と、この両方で全面積の 83.2%を占めている。(令和2年度固定資産税概要調書)

(1) 地形概要

新庄盆地は、奥羽山脈と出羽山地の間に形成されている。本市は、地形的には東部から奥羽山脈・新庄盆地・西部丘陵地に大別できる。奥羽山脈は、市の東北部から南東部に連なり、神室山(1,365m)をピークに南西に向かって八森山(1,098m)・杳蔵山(1,027m)が続いている。神室山から南西にのびる稜線は、扁東積雪と関連した非対称山稜となっており、稜線の東側に急斜面が発達する。谷は深くV字谷を形成する壮年期の山地であり、山麓には扇状地性の段丘が発達している。このことは、最終氷期の活発な山体崩壊や崩壊地形や地すべり地形等から、この山地が土砂の供給源となっている。

また、山地の西部には南北に数本の断層線があり、大森山の西方にはケルンバット(断層分離段丘)がみられる。

新庄盆地は、泉田川・升形川・新田川によって形成された扇状地・扇状地を開析した段丘・氾濫平野から形成されている。

扇状地は、泉田川の下流に形成されており、萩野を扇頂に北側は昭和付近、南側は市街地付近まで連続している。

段丘は、概ね2段に分類され、それぞれ高位・低位段丘に区分されている。高位段丘は、奥羽山脈と低地の境界付近の山麓地や西北部の鮭川村境界付近、市街地北部の泉田川沿いと、市街地南部の角沢付近に分布している。低位段丘は、盆地中央部に氾濫平野より一段高い地形面として広く分布している。

氾濫平野は、泉田川・升形川・新田川の河岸にそれぞれ形成されている。

西部丘陵地は、升形川が鮭川に、新田川が最上川に合流する地域で、開析の進んだ丘陵地や高位段丘が分布している。

(2) 地質概要

本市の地質は、主として安山岩質凝灰岩・流紋岩質凝灰岩よりなる第三紀中新世下部層を基盤とし、漸次西側に新しい地層が重なっている。西部は、新庄盆地の中心部にあたり、泉田川を中心とする複合扇状地をなし、第四紀に堆積した扇状地堆積物と河川堆積物が主となっている。堆積物の表面は、向町カルデラ形成時に噴出したと考えられる火山噴出物に覆われている。

市周辺域の新第三系は、下位より、瀬見層、老ノ沢層、桧原沢層、小国川層群、中島層、鮭川層、八向層、本合海層、柴倉層、舟形層、山屋層に分類される。

本地域の地質の特徴は、瀬見層から小国川層群下部に至るまでの下位層は、東北日本のいわゆる「グリーンタフ層」と岩相、層序上大差のないもので、東北日本を広く覆って行われた、中新世初期の火山活動、沈降運動と同一の地質学的環境下にあったことを示している。これに対して小国川層群上部より上位の諸層は、堆積盆地辺縁相を呈している。

地質構造上の特徴は、奥羽山脈を南北に走る構造線を境にして、東側では中新統下部の古い地層が、南北を軸に緩やかに褶曲しているのに対して、構造線付近では中新世上部から鮮新世までほぼ垂直に近い状態で立ち、西側では更に若い地層が南北を軸に緩やかに褶曲していることである。

2 自然現象による素因

災害発生により、地形地質の諸条件により、地盤振動の増幅、地盤の液状化等が起り、地震火災・建造物の破損・地下埋設物の破損等を誘発する。

(1) 地盤振動

地形的素因	平野部（谷底平野・氾濫平野）、人工地形（盛土地・埋立地）等
地質的素因	沖積粘土質層の厚い程地盤振動が大きくなると言われている。
状 況	突発性、群発性、継続性（余震）がある。
誘 因	活断層の断層運動による。
特 性	地盤振動が大きく現われた場合、建造物の破壊、火災、水害、大規模土砂災害、雪崩、埋設物の破損、人的被害等様々な災害を誘発するが多い。

(2) 地盤の液状化

地形的素因	平野部（谷底平野・氾濫平野）、緩傾斜地、人工地形（盛土地・埋立地）、旧河道等
地質的素因	地下水位の高い砂質土
状 況	突発性
誘 因	地震
特 性	砂質の多い場所、人工地形、旧河道では新しい程発生の可能性が高い。噴砂、噴水を伴う場合がある。 地下埋設物の破損。

(3) 内・外水氾濫※

地形的素因	内水氾濫 河川氾濫等によって形成された地形及び周辺から水の集まりやすい凹地等 外水氾濫 大河川の中・下流域 軟弱地盤の堤防等
状 況	再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
誘 因	内水氾濫 台風、豪雨、融雪 外水氾濫 台風、豪雨、融雪、地震
特 性	内水氾濫 本川の水位の上昇や流域内の多量の降雨により堤内地の排水が困難となり発生する。 外水氾濫 河道から水が溢れ出す、堤防の決壊等により発生する。 地震発生に伴う堤防の破損、人工又は天然ダムの決壊等による場合も考えられる。

※内水氾濫：堤内地の排水不良からおこるもの

外水氾濫：軟弱地盤上の堤防等の決壊により引きおこされるもの

3 社会現象による素因

(1) 被害を受けると、より高次の災害を発生させるおそれのある地域

① 堤防・護岸破壊による水害危険のある地域

自然的素因	・ 軟弱地盤上でかつ相対的に地盤高の低い地域
社会的素因	・ 軟弱地盤上の堤防、護岸

② 地震火災危険のある地域（出火）

自然的素因	・ 軟弱地盤上
社会的素因	・ 火気使用施設 ・ 平常時出火の多い施設・地域 ・ 常時火気使用施設、薬品等取扱施設

③ 地震火災危険のある地域（延焼）

自然的素因	
社会的素因	・ 火災危険区域（地元消防機関等の定めたもの）、木造建物密集地域 ※ 消防力不足、消防水利不足、道路狭あい等により危険度が増す

④ 危険物災害危険のある地域

自然的素因	・ 軟弱地盤上
社会的素因	・ 中規模危険物施設集中地域

(2) 社会的混乱の発生するおそれのある地域

自然的素因	
社会的素因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の人が出入りする大規模施設及びその周辺地域 ・ 広範囲にわたる延焼危険地域（特に人口集中地域） ・ 安全なスペース不足の避難地 ・ 避難者が集中すると思われる避難路 ・ 避難距離に長い避難路 ・ 日常動線とは異なる経路となる避難路 ・ 通行のネックとなりやすい場所（橋、河川、逆、交差点、がけ）

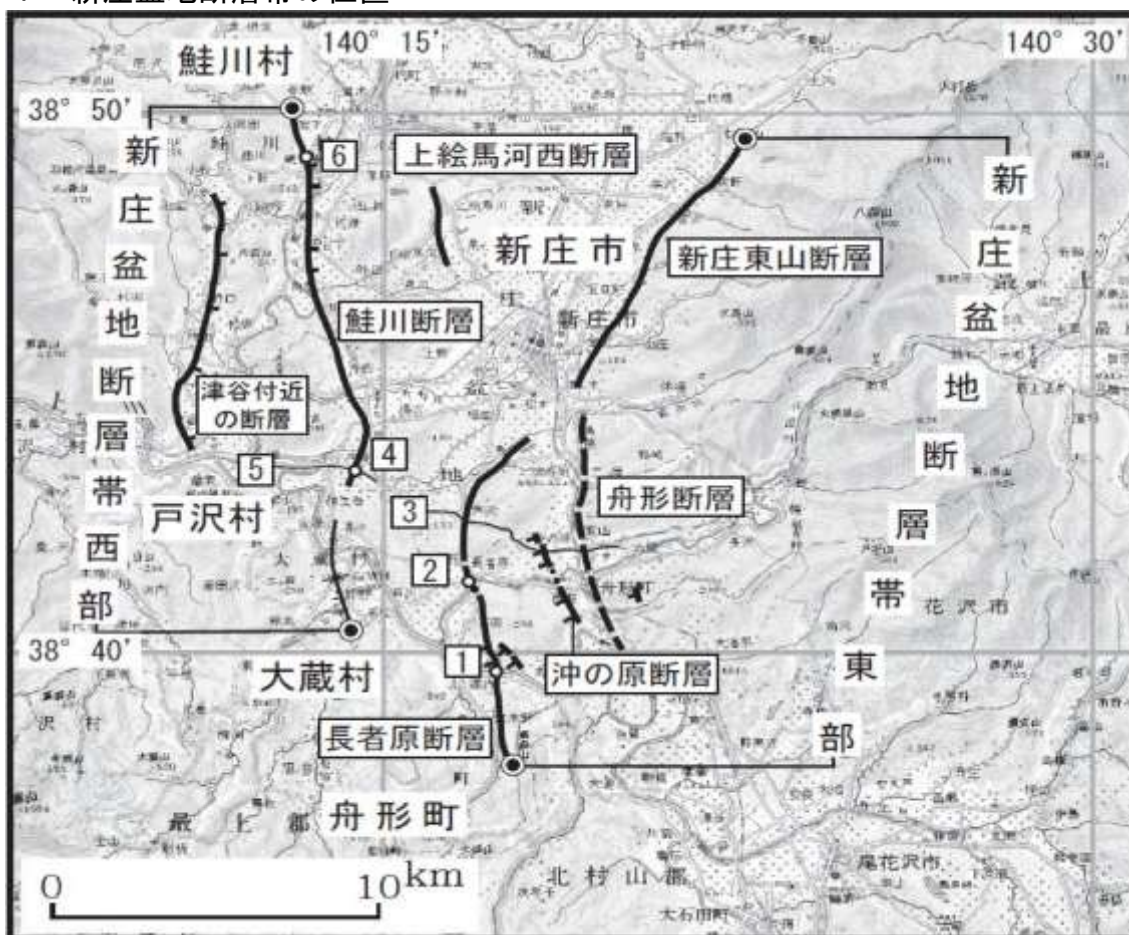
第2節 地震の誘因

新庄市で大きな震度を観測した主なものは、新潟地震（昭和39年6月16日）や宮城県沖地震（昭和53年6月12日）で、震度5を記録したが被害は軽微であった。また宮城北部地震（平成8年8月11日）では震度4を記録したが、被害はなかった。

近年では、東日本大震災（平成23年3月11日、震度5弱）及びその余震（平成23年4月7日、震度5弱）が発生したが、これらの地震による被害は軽微であった。しかし東日本大震災以降、余震域及び東北地方陸域で長期間にわたって活発な地震活動が続くと考えられている。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、新庄市周辺には「新庄盆地断層帯」が位置し、新庄盆地断層帯東部（想定M7.1程度）及び西部（想定M6.9程度）に分かれている。これらは今後30年の間に大きな地震の発生する可能性が高いことから、常日頃からの備えが必要である。

1 新庄盆地断層帯の位置



※注 新庄盆地断層帯（東部及び西部）の位置と地震調査研究推進本部における主な調査地点 図中において 1：堀内地区 2：長者原地区 3：反射法弾性波探査測線 4：本合海地区 5：反射法弾性波探査測線 6：観音寺地区
●：断層帯の北端と南端

（「新庄盆地断層帯の長期評価の一部改訂について」平成23年5月19日 地震調査研究推進本部から抜粋）

2 本市を中心とした50km圏内で確認されている活断層

圏域	番号	断層名	確実度	活動度	長さ (km)	走行	傾斜
104 k m 圏内	1	二枚橋	Ⅱ	C	1.5	N S	—
	2	新庄東山	Ⅱ	B	10.0	N E	—
	3	長沢断層	Ⅱ	B	6.0	N S	—
	4	経壇原断層	I	B	2.0	N S	—
	5	舟形断層	Ⅱ	—	5.0	N N E ~ N N W	E
	6	沖ノ原断層	I	B	4.0	N N W	—
	7	長者原断層	I	B	10.0	N N W ~ N S	E
	8	鮭川断層	I ~ Ⅱ	B	13.0	N S	—
	9	上絵馬河西	Ⅱ	C	3.0	N S	—
20 k m 圏内	10	駒籠断層	I	C	1.0	N N W	—
	11	尾花沢断層	I	B	2.0	N S	—
	12	大芦沢断層	Ⅱ	—	4.0	N S	—
50 k m 圏内	庄内平野東部 12 件 鳥海山周辺 4 件 村山盆地縁辺 14 件		I ~ Ⅲ	A ~ C			

出典：新編日本の活断層（活断層研究会編）

確実度及び活動度の定義は次のとおりである。

活断層の確実度

確実度 I：活断層であることが確実なもの。具体的には次のどれかの地形的特徴を持ち断層の位置、変位、向きがともに明快なものをいう。

- ①数本以上にわたる尾根、谷の統計的な横ずれ。
- ②ひと続きであることが確かな地形面を切る崖線。
- ③時代を異にする地形面群を切っている崖線があり、古い地形面ほど変位が大きい。（変位の累計が認められる）
- ④同一地形面の変位。（たわみ、傾斜等）

確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの。すなわち、位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。例えば以下のような場合である。

- ① 2～3本程度以下の尾根や谷が横ずれを示す場合。
- ② 断層崖と思われる地形の両側の変位基準地形が時代を異にする場合。
- ③ 明瞭な基準地形がない場合。（山地等）

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因、例えば川や海の侵食による崖、あるいは断層に沿う侵食作用によってリニアメント（外形）が形成された疑いが残るもの。

活断層の活動度

活動度A：1.00m/1,000年～10.00m/1,000年のオーダーで変位しているもの。

活動度B：0.10m/1,000年～1.00m/1,000年のオーダーで変位しているもの。

活動度C：0.01m/1,000年～0.10m/1,000年のオーダーで変位しているもの。

第3節 既往地震とその被害

大きな震度を観測した主なものは、新潟地震（昭和39年6月16日）や宮城県沖地震（昭和53年6月12日）で震度5を、近年では、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）で震度5弱を記録したが、これらによる被害は軽微であった。

市に関する地震災害年表

災害発元年（西暦）	災害の概要	出典
元禄7年（1694）	大地震（5月28日朝5ツ時）	2
安永9年（1780）	7月19日 M6.5。酒田で土蔵・小屋1軒、死者2名。	3
文化元年（1804） 象潟地震	7月10日 M7.0。全体で潰家5500、死者333人。津波を伴い余震多し。隆地隆起（最大2m位）して、象潟湖となる。	1
天保4年（1833） 庄内沖	12月7日 M7.5。新庄藩酒田役所大破。被害は庄内・佐渡で最も大きく津波発生。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登まで及んだ。	
明治27年（1894） 庄内地震	10月22日 M7.0。被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。死者726人、負傷者1060人、家屋全壊3858戸、半壊2397戸、破損7863戸、焼失2148戸、余震多し。	
明治29年（1896） 陸羽地震	8月31日 M7.2。屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土塀の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震よりも強い揺れを感じた。	
昭和39年（1964）	5月7日 M6.9。震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の線路に地割れ列車一時不通、弱い津波発生。	2
昭和39年（1964） 新潟地震	6月16日 M7.5。震度：酒田5、新庄5、山形4。被害は庄内地方ほど大。津波被害は殆ど無し。県内の被害は、死者9人、負傷者91人、住家全壊486戸、半壊1189戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部損壊42077戸、非住家被害1772戸、水田流出埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流出4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1505件、被災者概数7331人。	
	新庄の被害：公共施設一部倒壊2戸、非住家全壊2棟・一部倒壊3棟、神社1棟、ため池破損3箇所、水路等の亀裂	2

市に関する地震災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
昭和 43 年（1968） 十勝沖地震	5 月 16 日 M7.9。震度：酒田 4、新庄 3、山形 3。 被害は、非住家被害（中山町）1、停電（上山市・中山町）約 1800 戸。	1
昭和 47 年（1972） 山形県中部	8 月 20 日 M5.3。震度：酒田 3、新庄 3、山形 1。 鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電 6000 戸等の被害。	
昭和 53 年（1978） 宮城県沖地震	6 月 12 日 M7.4。震度：新庄 5、山形 4、酒田 4。 交通障害、電話不通等広範囲。負傷者 1 名、住家全壊 1 戸、一部破損非住家被害 2 戸、道路破損 4 箇所、停電 19 万戸、被害総額 5 億円超。	
昭和 58 年（1983） 日本海中部地震	5 月 26 日 M7.7。震度：酒田 4、新庄 3、山形 3。 被害は、建物一部破損 1 戸、道路損壊 1 箇所、船舶沈没 9 艘、文教施設 23 戸、停電（酒田市）560 戸、水道管破裂や電話不通等の被害。	
平成 5 年（1993） 釧路沖地震 北海道南西沖地震	1 月 15 日 震度：新庄 2 7 月 12 日 震度：新庄 2	2
平成 6 年（1994） 北海道東方沖地震 三陸はるか沖地震	10 月 4 日 震度：新庄 3 12 月 28 日 震度：新庄 3	
平成 8 年（1995） 秋田・宮城県境	8 月 11 日 M6.0。震度：新庄 4、酒田・金山 3。 負傷者（最上町）12 人、住家一部破損（最上町・尾花沢市）8 戸、道路損壊 6 箇所、河川 1 箇所の被害。	1
平成 15 年（2003） 宮城県沖	5 月 26 日 M7.1。震度：中山町 5 強、村山市・最上町 5 弱。負傷者（山形市 3、中山町 1、山辺町 1、村山市 2、尾花沢市 1、大石田町 1、新庄市 1）10 人、住家一部破損 2 棟、非住家一部破損 19 棟、文教施設 60 箇所、道路破損 14 箇所、河川 1 箇所などの被害。	1
平成 15 年（2003） 宮城県北部	7 月 26 日 M6.4。震度：中山町・村山市・新庄市・最上町 4。負傷者（山形市・山辺町）2 人の被害。	
平成 16 年（2004） 新潟県中越地震	10 月 23 日 M6.8。震度：酒田市・村山市ほか 5 町震度 4、山形市ほか 9 市 18 町 2 村震度 3、新庄市ほか 3 町 2 村震度 2。県内に大きな被害はなかったが、新潟県では死者 51 名、負傷者 4795 名、家屋全壊 3185 棟（平成 17 年 11 月 30 日現在）という大きな被害を記録。	2

市に関する地震災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
平成 17 年（2005） 宮城県沖	8 月 16 日 M7.2。震度：新庄市・酒田市ほか 7 市 14 町 1 村震度 4、山形市・鶴岡市ほか 2 市 10 町 1 村震度 3、朝日村震度 2。県内には大きな被害なし。	2
平成 19 年（2007） 新潟県中越沖	7 月 16 日 M6.8。震度：上山市・山辺町ほか 6 町震度 4、鶴岡市ほか 9 市 11 町 1 村震度 3、新庄市・鶴岡市ほか 3 市 4 町 3 村震度 2、金山町震度 1、県内には大きな被害なし。	
平成 20 年（2008） 岩手県沿岸北部	7 月 24 日 M6.8。震度：新庄市・鶴岡市ほか 11 市 16 町 3 村震度 3、鶴岡市・酒田市ほか 3 市 4 町震度 2、県内には大きな被害なし。	
平成 23 年（2011） 東北地方太平洋沖地震『東日本大震災』	3 月 11 日 M9.0。震度：新庄市震度 5 弱、3 月 14 日対策本部設置、住家一部破損 7 棟、文教施設 1 箇所、鉄道不通、停電などの被害。 余震（4 月 7 日）宮城県沖 M7.2。震度：新庄市ほか 3 市 5 町 1 村震度 5 弱	

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 新庄市防災危機管理課資料、3. 山形県地震対策基礎調査 *明治以前は旧暦

第3章 予想される被害等の状況

1 被害想定について

(1) 被害想定のお考え方

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害がもたらされた。このような災害は、日本各地で発生する可能性があるということを踏まえ、大規模地震が市内で発生した場合の被害想定が必要である。

県で実施した、平成8年度及び平成9年度の山形県地震対策基礎調査、平成14年度の山形盆地断層帯の被害想定調査、平成17年度の長井盆地西縁断層帯の被害想定調査及び庄内平野東縁断層帯の被害想定調査結果に加え、平成23年5月に発表された「新庄盆地断層帯の長期評価の一部改訂について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会）において示唆された新庄盆地断層帯を震源域とする地震を想定する際の基礎資料とする。

(2) 地震規模の設定

県が実施した被害想定各調査結果と新庄盆地断層帯を震源域とした地震のうち、本市では被害想定規模が最も大きい山形盆地断層帯を震源域とした地震を想定する地震に設定する。

(3) 発生ケースの設定

建物・地震火災・ライフライン・人的被害においては、地震発生の季節や時刻等により被害状況が異なるため、在宅の状況や火気の使用状況、積雪の有無等を考慮した「夏季昼間」「冬季早朝」「冬季夕方」の3つのケースで被害想定を行なった。

2 被害想定概要

3つの発生ケースの中では、冬期の積雪により、被災後すぐに建物の改修等が困難となり、避難所での生活期間が長期化することや、積雪による建物の倒壊、日中に比べて避難開始までの時間が遅れること等の理由から、冬期早朝の発災の被害想定が一番大きくなる。一方で、火災被害においては、火気の使用率が高まる夕方など食事の時間帯に大きくなることが予想される。

道路の通行障害については、国道13号線や国道47号線戸沢村古口～新庄市長坂間の長期通行障害が発生する可能性が高い。そのため、他県への連絡ルートには宮城方面の国道47号線を想定している。

また、鉄道に係る被害においては、最上・村山地方全域及び置賜北部の広範囲で長期的な通行障害が発生する可能性がある。

(1) 建物・地震火災・ライフライン・人的被害想定

被害想定 項目	山形盆地断層帯地震			兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)
	発生ケース			
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	マグニチュード7.8			マグニチュード7.2
震 度	最大震度6強			震度4～7
風 速	3.3m/s		2.5m/s	—
風 向	北西		南東	—
積 雪	50cm		なし	—
建物全壊	801棟	801棟	553棟	92,877棟
	5.8%	5.8%	4.0%	4.8%
建物半壊	1,581棟	1,581棟	1,291棟	99,829棟
	11.5%	11.5%	9.4%	5.2%
出 火	15件	6件	1件	256件
建物焼失	35棟	9棟	2棟	7,119棟
	0.25%	0.07%	0.01%	0.4%
死 者	51人	55人	30人	5,480人
	0.1%	0.13%	0.06%	0.1%
負 傷 者	644人	676人	444人	34,900人
	1.29%	1.57%	0.89%	0.6%
建物被害 罹災者数	8,772人	8,679人	6,700人	詳細不明
	17.59%	20.13%	13.44%	
避難所生活者 (ピーク時)	3,896人	3,835人	2,876人	32万人
	7.81%	8.89%	5.77%	5.6%
上下水道 断水世帯	5,903世帯	5,903世帯	5,765世帯	130万世帯 阪神地区
	60.0%	60.0%	58.6%	
都市ガス 停止世帯	1,600世帯	1,600世帯	1,600世帯	86万世帯 阪神地区
	100%	100%	100%	
停電世帯	4,169世帯	4,169世帯	3,871世帯	100万世帯 阪神地区
	33.0%	33.0%	30.6%	
電話不通 世 帯	3,575世帯	3,575世帯	3,086世帯	29万世帯 阪神地区
	20.4%	20.4%	17.6%	

(出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書 平成14年度)

注1) %表示は、評価対象の全数(市内全建物数、総人口、総加入世帯数)に対する被害数の割合。

注2) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の事例は平成7年6月7日現在の数字。

注3) 死者数は、震災後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

(2) 道路通行障害被害想定

路線名	自 - 至	備考
国道13号	雄勝トンネル-新庄市鳥越	長期の可能性あり
国道13号	新庄市鳥越-尾花沢IC	長期の可能性あり
尾花沢新庄道路	新庄IC-野黒沢IC	短期の可能性大
国道47号	戸沢村古口-新庄市長坂	長期の可能性あり
国道47号	新庄市長坂-新庄市鳥越	軽微
国道47号	新庄市鳥越-最上町明神	軽微
国道458号	新庄市万場町9-新庄市常葉町8	軽微
国道458号	川西町公民館-鮭川村役場	無し
国道458号	鮭川村役場-新庄市長坂	軽微
国道458号	新庄市本合海量水標-大蔵村役場	軽微
主要地方道新庄停車場線	新庄市本町1-新庄市大町2 1	無し
主要地方道新庄戸沢線	新庄市宮内町-新庄市並木	無し
主要地方道新庄次年子線	新庄市仁間-舟形町堀内	長期の可能性あり
一般県道曲川新庄線	新庄市万場町9-新庄市万場町1	軽微
市道沼田金沢線	新庄市本町2-新庄市役所	軽微
市道北本町南本町線	新庄市本町3-新庄市本町7	軽微

(出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書 平成14年度実施)

注) 主要な緊急輸送道路*1以外は被害想定の対象としない。

*1 緊急輸送道路：「地震防災対策特別措置法」(平成7年6月)において、地震直後から発生する救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するために整備が必要とされた道路

(3) 鉄道被害想定

路線名	自 - 至	備考
奥羽本線	及位 - 新庄	被害の状況により長期の可能性あり
奥羽本線	新庄 - 大石田	
陸羽西線	古口 - 新庄	
陸羽東線	新庄 - 堺田	

第4章 新庄市の地震防災計画の基本的な考え方

1 大規模地震対策の推進

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な市民生活の確保は、市政における最も基本的な課題であり、原点である。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。この経験から、地域防災計画には大規模地震等による災害の教訓及び社会環境の変化をふまえた防災ビジョンの設定が必要である。

本市は、地震による大きな被害の記録はないが、平成23年5月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した評価によると、新庄盆地断層帯を震源域とする地震が発生する可能性は、今後30年以内に東部で5%以下・西部で0.6%であり、我が国の主要な活断層の中ではやや高いグループに属する。

このことから、「災害は発生するもの」と常に認識し、防災体制の確立及び市民の防災意識の啓発を図り、災害に強い「まちづくり・人づくり・システムづくり」を一層推進しなければならない。

2 地震防災対策の基本方針

(1) 理念

市民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保するために、「防災体制の充実強化」を基本方針とし、自助（自分のことは自分で守る）、共助（自分たちの地域は自分たちで守る）及び公助（市・防災関係機関による公的支援）が連携して防災・減災対策に取り組んでいく。

(2) 目標

①災害に強いまちづくり

市及び関係機関は、社会基盤の防災体制の充実を図るため、施設の耐震・不燃化の推進、避難体制の確立、負傷者の輸送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備及び水道・電気・電話等のライフラインの災害対策事業の推進に努める。

また、各家庭や事業所は、家屋の耐震補強、家具・事務機等の転倒防止、火災報知器や消火器の設置及び看板等の転倒・落下防止対策に努める。

②災害に強い人づくり

大規模災害時には、同時多発する被害に対応するため、公助（市や防災関係機関による公的支援）による対応が遅くなることが想定される。そのため、初期の災害対策では自助（自分のことは自分で守る）と共助（自分たちの地域は自分たちで守る）が必要不可欠である。市は、これらの活動が円滑に行われる

よう市民に防災意識の啓発、防災知識の普及及び自主防災組織等の設立を推進する等により地域防災力の強化に努める。

③災害に強いシステムづくり

市や関係機関等が災害時の役割・機能分担を明確にすること、災害時の広域応援体制や受援体制の整備等を推進していくことで総合的な防災体制の確立に努める。

また、緊急時の防災活動で利用する施設・設備の整備、防災行政無線を始めとする通信機能の向上や情報収集・伝達体制の整備及び要配慮者を考慮した防災・救助体制の整備を推進する。

第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 市、市消防団

市及び市消防団は、市内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 最上広域消防本部

最上広域消防本部は、市内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市が行う防災活動を援助し協力する。

(3) 県

県は、県内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、又は災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条に基づき、知事の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。但し、災害に際し、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市及び県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市の地域に係る公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1-①) 新庄市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
新庄市 電話 22-2111	1 新庄市防災会議に関する事 2 公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関する事 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に関する事	1 災害対策本部等の設置及び運営に関する事 2 指定地方行政機関の長等及び知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関する事 3 知事の委任を受けて行う災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 5 災害情報の収集に関する事 6 広報・広聴に関する事 7 災害予警報等の	1 災害復旧連絡会議の設置及び運営に関する事 2 被災者のための相談に関する事 3 見舞金等の支給等に関する事 4 雇用の安定に関する事 5 住宅対策に関する事 6 租税等の特例措置に関する事 7 農林業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 8 公共施設等の災害復旧に関する事

	<p>ること</p> <p>7 通信施設及び組織の整備に関すること</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9 治山治水その他の市の地域の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に関すること</p>	<p>情報伝達、並びに避難の指示及び誘導並びに警戒区域設定に関すること</p> <p>8 被災者の救助に関すること</p> <p>9 消防活動及び浸水対策活動に関すること</p> <p>10 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>11 ライフラインの確保に関すること</p> <p>12 農地・農業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>13 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関すること</p> <p>14 食糧その他の生活必需品等の需給計画に関すること</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>16 被災児童及び生徒の応急の教育に関すること</p> <p>17 要配慮者に対する応急の教育に</p>	
--	---	--	--

		関すること	
--	--	-------	--

(1-②) 新庄市消防団

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
新庄市消防団 (新庄市水防団)	1 防災に係る教育及び訓練に関すること 2 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること	1 消防活動及び浸水対策活動に関すること 2 被災者に対する救護活動に関すること 3 災害予警報等の情報伝達、避難指示、誘導に関すること	

(2) 最上広域市町村圏事務組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
最上広域市町村圏事務組合 消防本部 電話 22-7521 総合開発センター 電話 22-2674	1 防災に係る教育及び訓練に関すること 2 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 3 気象の予報及び警報に関すること 4 消防用資機材の整備に関すること	1 消防、水防、救助その他の応急措置に関すること 2 災害情報の収集及び広報に関すること 3 緊急消防援助隊の受援対応に関すること 4 ごみ処理、し尿処理の応急措置に関すること	

(3) 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
<p>山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 電話 023-630-2230</p> <p>最上総合支庁 総務企画部総務課 電話 29-1209 建設部建設総務課 電話 29-1373</p> <p>最上保健所 電話 29-1253</p>	<p>1 山形県防災会議 に関するこ と</p> <p>2 防災関係機関相 互の総合調整に 関すること</p> <p>3 災害及び防災に 関する科学的研 究とその成果の 実現に関するこ と</p> <p>4 防災に係る気 象、地象及び水象 の観測、予報、情 報その他の業務 に関する施設、設 備及び組織の整 備、並びに災害の 予報及び警報の 伝達の改善に関 すること</p> <p>5 防災思想の普及 及び災害安全運 動に関するこ と</p> <p>6 防災に係る教育 及び訓練に関す ること</p> <p>7 通信施設及び組 織の整備に関す ること</p> <p>8 水防、消防、救 助その他の災害 応急に関する施 設及び組織の整 備並びに物資及</p>	<p>1 県災害対策本 部の設置及び運 営に関するこ と</p> <p>2 防災関係機関 相互の総合調整 に関するこ と</p> <p>3 市町村の実施 する被災者の救 助の応援及び調 整に関するこ と</p> <p>4 自衛隊の災害 派遣要請に関す ること</p> <p>5 指定行政機関に 対する職員の派 遣要請に関する こと</p> <p>6 建築機械及び技 術者の現況把握、 並びにその緊急 使用又は従事命 令に関するこ と</p> <p>7 損失及び損害補 償並びに公的徴 収金の減免等に 関すること</p> <p>8 応急措置のため の財産又は物品 貸付に関するこ と</p> <p>9 市町村の実施す る消防活動及び 浸水対策活動に 対する指示、援助</p>	<p>1 被災者のための 相談に関するこ と</p> <p>2 見舞金等の支給 等に関するこ と</p> <p>3 雇用の安定に関 すること</p> <p>4 生活関連物資の 需給・価格安定に 関すること</p> <p>5 住宅対策に関す ること</p> <p>6 租税の特例措置 に関するこ と</p> <p>7 農林漁業者及び 中小企業等に対 する金融対策に 関すること</p> <p>8 公共施設等の災 害復旧に関する こと</p>

	<p>び資機材の備蓄 に関する事 9 治山治水その他 県土の保全に 関すること 10 建物の不燃堅ろ う化その他都市 の防災上の改善、 災害危険区域の 指定及び対策に 関すること 11 地すべり防止 区域及び土砂流 危険区域の指導 に関する事 12 災害発生の防ぎ ょ又は拡大防止 のための措置に 関すること 13 在宅の要配慮者 対策に関する事 と</p>	<p>に関する事 10 災害救助法に基 づく被災者の救 助に関する事 11 災害予警報等の 情報伝達並びに 災害情報の収集 伝達に関する事 と 12 災害広報に關す る事 13 緊急輸送の確保 に関する事 14 ライフラインの 確保に関する事 と 15 公共土木施設、 農地・農業用施設 及び林地・林業用 施設等に対する 応急措置に關す る事 16 農産物、家畜、 林産物及び水産 物に対する応急 措置に關する事 と 17 食糧その他の生 活必需品の需給 調整に關する事 と 18 災害時の防疫そ の他保健衛生の 応急措置に關す る事 19 被災児童及び生</p>	
--	--	---	--

		<p>徒に対する応急の教育に関する こと</p> <p>20 要配慮者に対する 相談及び支援 に関すること</p> <p>21 その他市町村の 応急措置の実施 又は応援の指示 及び代行に関する こと</p>	
<p>山形県警察本部 電話 023-641-6125 新庄警察署 電話 22-0110</p>	<p>1 災害警備用の装 備資機材及び災 害対策用の交通 安全施設の整備 拡充に関するこ と</p> <p>2 災害警備の教養 訓練に関するこ と</p> <p>3 防災広報に関す ること</p>	<p>1 災害情報及び交 通情報の収集に 関すること</p> <p>2 被災者の救助及 び避難誘導に関 すること</p> <p>3 交通規制、緊急 通行車両等の確 認及び緊急輸送 路の確保に関す ること</p> <p>4 行方不明者の調 査及び死体の検 視に関すること</p> <p>5 犯罪の予防・取 締り、混乱の防止 その他秩序の維 持に関すること</p>	

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 陸上自衛隊第6師団 電話 0237-48-1151	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しく緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3 診察、防疫の支援に関すること 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救助物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること

(5-①) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
東北財務局 山形財務事務所 電話 023-641-5177			1 金融機関の業務運営の確保に関する こと 2 県及び市町村の災害対策に係る 地方債に関する こと 3 県及び市町村に 対する災害つな ぎ資金の融通に 関すること 4 公共団体が応急 措置の用に供す る普通財産の貸 付に関すること
東北厚生局 電話 022-726-9260		1 被害状況の情報 収集、通報に関す ること 2 関係職員の派遣 に関すること 3 関係機関との連 絡調整に関する こと	

<p>東北農政局 電話 022-263-1111</p>	<p>1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 こと 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及の実施並びに防災営農体制の確立指導に関する事 こと</p>	<p>1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関する事 こと 2 災害時における応急食糧の調達、供給に関する情報収集・連絡に関する事 こと</p>	<p>1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関する事 こと</p>
<p>東北森林管理局 山形森林管理署 最上支署 電話 62-2122</p>	<p>1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 こと 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関する事 こと</p>	<p>1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事 こと</p>	<p>1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事 こと</p>
<p>東北経済産業局 電話 022-263-1111</p>		<p>1 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 こと 2 工業用水の復旧対策に関する事 こと</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等の円滑供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関する事 こと 2 被害中小企業への融資及びその他振興に関する事 こと</p>

<p>関東東北産業保安 監督部東北支部 電話 022-263-1111</p>	<p>1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関する こと 2 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関する こと</p>	<p>1 災害時における危険物等保安確保に関する こと 2 電気、ガスの復旧対策に関する こと 3 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関する こと</p>	<p>1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの災害復旧に関する こと 2 鉱山保安法に基づく命令の発動に関する こと</p>
<p>東北運輸局 山形陸運支局 電話 023-686-4711</p>	<p>1 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関する こと</p>	<p>1 災害情報の収集連絡及び伝達に関する こと 2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関する こと</p>	<p>1 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関する こと</p>
<p>東京航空局 山形空港出張所 電話 0237-48-1118 庄内空港出張所 電話 0234-92-4151</p>	<p>1 航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関する こと</p>	<p>1 山形空港及び庄内空港並びに航空保安施設の管理運用に関する こと 2 航空機による輸送の確保に関する こと</p>	<p>1 山形空港及び庄内空港の災害復旧事業の指導援助に関する こと</p>

<p>仙台管区气象台 山形地方气象台 電話 023-622-2262</p>	<p>1 防災教育、防災思想の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関する事 2 避難指示等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関する事</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等の関係機関への伝達に関する事</p>	<p>1 災害時気象支援資料の作成、公表に関する事 2 災害時における気象の推移や予想の解説等に関する事</p>
<p>東北総合通信局 電話 022-221-0610</p>	<p>1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること</p>	<p>1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 2 非常通信に関する事</p>	<p>1 有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事</p>
<p>山形労働局 新庄労働基準監督署 電話 22-0227 ハローワーク新庄 (新庄公共職業安定所) 電話 22-8609</p>	<p>1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事 2 企業における防災の促進に関する事</p>	<p>1 二次災害発生の防止に関する事 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事</p>	<p>1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事 3 雇用安定等の支援に関する事</p>
<p>東北地方整備局 新庄河川事務所 電話 22-0251 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所 電話 22-1581</p>	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 2 水防活動及び避難誘導等に関する事</p>	<p>1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事</p>

	<p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること</p> <p>3 災害危険個所における河川、道路施設等の防災事業推進に関すること</p> <p>4 重要水防区域、及び道路通行規制区間における必要な措置の指導に関すること</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること</p>	<p>ること</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること</p> <p>4 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること</p> <p>6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</p>	
--	---	--	--

(5-②) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
<p>東日本旅客鉄道株式会社 新庄駅 電話 22-5580</p> <p>日本貨物鉄道株式会社 山形営業所 電話 023-687-5855</p>	<p>1 線路及び建設物の警備、保全及び管理に関すること</p> <p>2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること</p>	<p>1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること</p> <p>2 列車運転信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること</p> <p>3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等の応急体制の確立に関すること</p> <p>4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること</p>	<p>1 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること</p>
<p>東日本電信電話株式会社 山形支店 電話 023-621-9181</p>	<p>1 高度情報網の確立と既設設備の設備による通信設備の安定化並びに防災に関すること</p>	<p>1 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること</p>	<p>1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること</p> <p>2 電気通信設備の災害復旧に関すること</p>

<p>株式会社エヌ・ティ・ティドコモ東北支社 山形支店 電話 023-615-1511</p> <p>KDDI 株式会社東北支社 電話 022-262-0698</p> <p>ソフトバンク株式会社</p> <p>楽天モバイル株式会社</p>	<p>1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること</p>	<p>1 災害時における移動通信の確保に関すること</p>	<p>1 移動通信設備の災害復旧に関すること</p>
<p>東北電力ネットワーク株式会社 新庄電力センター 電話 22-1522</p>	<p>1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること</p>	<p>1 災害時における電力供給の確保に関すること</p>	<p>1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること</p> <p>2 電力供給施設の災害復旧に関すること</p>
<p>日本放送協会 山形放送局 電話 023-625-9515</p>	<p>1 災害予防の放送に関すること</p>	<p>1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること</p> <p>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること</p>	<p>1 放送施設の災害復旧に関すること</p>

<p>日本通運株式会社 新庄営業所 電話 22-5544</p>		<p>1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること</p>	
<p>日本郵便株式会社 新庄郵便局 電話 0233-22-6026</p>	<p>1 災害時における郵政事務の運営確保の体制整備に関すること</p>		<p>1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること</p>
<p>日本銀行 山形事務所 電話 023-622-4004</p>		<p>1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3 各種金融措置の広報に関すること</p>	

<p>日本赤十字社 山形県支部 電話 023-641-1353</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2 被災者に対する救援物資の配分に関すること 3 こころのケアに関すること 4 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 5 義援金の募集受付に関すること 	
---	--	--	--

(5-③) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
<p>山形放送株式会社 電話 023-622-6161 株式会社山形テレビ 電話 023-645-1211 株式会社テレビユー山形 電話 023-624-8111 株式会社さくらんぼテレビジョン 電話 023-635-2111 株式会社エフエム山形 電話 023-622-0804 新庄コミュニティ放送株式会社 電話 0233-23-0008</p>	<p>1 災害予防の放送に関すること</p>	<p>1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること</p>	
<p>山交バス株式会社 新庄営業所 電話 22-2040 第一貨物株式会社 新庄支店 電話 22-6066 ヤマト運輸株式会社山形主管支店 電話 023-687-4000 トランスオーシャンバス株式会社 電話 25-2264</p>		<p>1 災害における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること</p>	

新庄土地改良区 電話 22-3588 泉田川土地改良区 電話 25-2208	1 水門、水路、ため池及び農道、その他の農業用施設の整備及び維持管理に関すること	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
新庄最上郡医師会		1 災害時における医療救護に関すること	
新庄都市ガス株式会社 電話 22-4044		1 都市ガスの供給及び保安措置に関すること 2 被災施設の調査に関すること	1 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること 2 被災施設の災害復旧に関すること

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	復旧対策
新庄商工会議所 電話 22-6855		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2 救助用物資の確保について協力及びあっせんに関すること	1 復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること
新庄市農業協同組合 電話 22-3966 もがみ中央農業協同組合 電話 32-1511	1 災害対策用としての種子、種苗の買入れ及び備蓄に関すること	1 共同利用施設の応急対策に関すること	1 共同利用施設の復旧に関すること 2 被害組合員に対する融資及びあっせんに関すること

<p>最上広域森林組合 最上支所 電話 62-2102</p>		<p>1 共同利用施設の 応急対策に関する こと</p>	<p>1 共同利用施設の 復旧に関するこ と 2 被害組合員に対 する融資及びあ っせんに関する こと</p>
<p>新庄市社会福祉協 議会 電話 22-5797</p>		<p>1 災害ボランティア センターの設 置及び運営に関 すること</p>	<p>1 被災生活困窮者 に対する生活福 祉資金の融資に 関すること</p>
<p>高圧ガス取扱業者</p>	<p>1 自主防衛組織に よる保安対策の 強化に関するこ と</p>	<p>1 高圧ガスの供給 及び保安措置に 関すること 2 被災施設の調査 に関すること</p>	<p>1 被災者のガス料 金納期の延伸等 料金の特例に関 すること 2 被災施設の災害 復旧に関するこ と</p>

第 2 編 災害予防計画

第1章 地震観測体制整備計画

方針

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、防災関係機関の地震観測体制の整備に必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所、山形地方気象台

計画の体系

項目	概要
1 地震観測体制の現状	
2 通信施設整備	
3 消防施設の整備	
4 水防施設整備	
5 災害対策用臨時ヘリポート	
6 防災施設の整備	

1 地震観測体制の現状

各関係機関は、相互の連絡を密にし、地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するために、気象情報、地理情報の把握に努める。

市は、防災関係機関からの情報をインターネット等により収集し、防災対策に活用するとともに、必要と思われる情報は、他の関係機関にも周知し、協力して防災対策活動にあたる。

①山形地方気象台

山形地方気象台は、予報の精度を高め局地的予報を的確に行い、時期を失することなく予警報を公表できるよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設・設備の整備に努めている。

主なものに地上気象観測、アメダス、防災気象情報提供システムなどがある。

気象台では、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供している。なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

②国土交通省

国土交通省は、国の直轄管理に係る道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。なお、河川情報システムは、インターネットを通じて市町村にも提供している。

③山形県

山形県は、県の管理する道路、河川、ダム及び土砂災害警戒区域等、施設管理及び防災上必要な地点に観測装置を設置し、降雨量、積雪深及び水位等を観測している。

2 通信施設整備

市は、災害発生時に住民、地域防災関係機関との間での確かな情報の収集・伝達を図るため、次の通信施設の整備を推進する。

①山形県防災行政無線の活用

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 9 5 機関を無線回線で結び、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

また、衛星通信により、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県間等との通信が可能となっている。緊急地震速報等の住民への情報伝達のための、全国瞬時警報システム（J-Alert）と防災無線の自動放送がある。

②市防災行政無線の整備拡充

市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、以下の整備につとめる。

ア 同報系無線

市庁舎と各避難所等の防災拠点を結ぶ（固定型無線設備）

イ 移動系無線

市庁舎と避難所間及び災害現場間又は災害現場等相互間を結ぶ（半固定型、車載携帯型無線設備）

③防災関係機関通信施設の整備

防災関係機関は、電気通信事業用通信施設、専用通信施設及び無線通信施設について、設備の整備推進とその効果的運用を図る。

3 消防施設の整備

市、最上広域消防本部及び消防署は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域内に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

①消防施設の整備

震災時には、消火栓の使用不能及び消防ポンプ自動車の消火活動に支障をきたすことが予想されるため、耐震性防火水槽の設置及び可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

②消防水利の確保

ア 消火栓の維持管理

災害発生時に迅速に対応できるよう、市内の消火栓の維持管理に努める。

イ 自然水利の保全

大規模火災における自然水利の有利性に鑑み、既存自然水利の減少をきたさないように水利関係機関との調整整備を図る。

ウ 消防水利の把握

消防水利が不足する地域においては、河川、沼、池、井戸等も消防水利として利用できるよう整備する。

③救出、救助資機材の整備

被災者等を迅速に救出、救助するために必要な資機材の整備充実努める。

4 水防施設設備

市は、水防活動に必要な水防資機材を整備するとともに、その充実に努める。

5 災害対策用臨時ヘリポート

市は、災害救助を実施するための情報の収集、援助物資の輸送等迅速な対応をするための災害対策用ヘリポートの確保と整備に努める。

6 防災施設の整備

市は、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）等に基づいて、防災施設の整備推進を図る。

◆資料◆

- 1 新庄市防災行政無線管理運用規程
- 2 山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協定書
- 3 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 4 山形県防災行政無線回線構成図
- 5 幹線系回線系統図
- 6 端末系回路系統図
- 7 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第2章 防災知識の普及計画

方針

市及び県等の防災関係機関等が、災害応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び市民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努める。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	(1) 教育内容 (2) 教育方法
2 市民に対する防災知識の普及	(1) 啓発内容 (2) 啓発方法 (3) 市民の責務
3 事業所等に対する防災知識の普及	(1) 啓発内容 (2) 啓発方法
4 学校教育における防災教育	(1) 児童生徒等に対する防災教育 (2) 教職員に対する防災教育
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の推進	(1) 監督機関の責務 (2) 危険物施設等における防災教育 (3) 病院、福祉施設等における防災教育 (4) ホテル、旅館等における防災教育 (5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

1 防災関係機関職員に対する防災教育

市は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、市地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(1) 教育内容

- ①本計画及びこれに伴う各種マニュアルの周知（職員の動員体制と任務分担等）
- ②災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ③過去の主な被害事例
- ④防災関係法令の運用
- ⑤土木、建築その他災害対策に必要な技術

(2) 教育方法

- ①講習会、研修会等への参加
- ②各種マニュアル等印刷物の配布
- ③見学、現地調査等の実施

2 市民に対する防災知識の普及

市及び県は、大規模な地震が発生した場合には、全ての応急対策について行政が対応することが困難であり、市民自らの防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動を通し、住民に防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- エ 自動車へのこまめな満タン給油
- オ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- カ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- キ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、まいごにならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ケ 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- コ 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- サ マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

②地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 緊急地震速報発表時の行動
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- ウ 自らの身を守る安全確保行動
- エ 自動車運転時の行動
- オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 応急救護の方法
- ケ 通信システムの適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)
- コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- ス 生活の再建に資する行動(家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等)

③危険区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び避難路、避難地等を示した災害予想区域図(ハザードマップ)を作成し、市民に周知する。

(2) 啓発方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオ、起震車の活用、ホームページ及び報道機関による広報を活用して、防災知識の啓発活動を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて普及啓発活動の展開を図るとともに、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

加えて、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 市民の責務

市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

市及び県は、大規模な地震が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
- エ 自動車へのこまめな満タン給油
- オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- カ 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- キ 地域住民との協力体制の構築
- ク 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

②地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 緊急地震速報発表時の行動
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- ウ 自らの身を守る安全確保行動
- エ 自動車運転時の行動
- オ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- キ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 応急救護の方法
- ケ 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- コ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- サ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- シ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、起震車の活用、ホームページ及び報道機関を活用するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を行う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する等、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

4 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

また、市は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- ①児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- ②児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ③自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ①市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- ②校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を行う。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の促進

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物施設等における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇薬等の危険物品の保管管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を行うとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

（３）病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害発生時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から避難行動要支援者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。

また、防災関係機関や付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

（４）ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

（５）不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3章 地域防災力強化計画

方針

大規模地震発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、施設、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化を図る。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の育成	(1) 育成の主体 (2) 育成の方針 (3) 自主防災組織の規模 (4) 育成強化対策 (5) 自主防災組織の活動内容 (6) 関係団体との連携 (7) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進
2 企業（事業所）等における防災の促進	(1) 事業所等における自衛消防組織の育成 (2) 企業等における事業継続計画の策定促進 (3) 市等における事業継続力強化支援計画の策定促進 (4) 企業等における帰宅困難者対策の促進 (5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

1 自主防災組織の育成

- (1) 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力を努める。

(2) 育成の方針

市は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。その際には、特に災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ①人口の密集している地域
- ②高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ③木造家屋の密集している地域
- ④土砂災害危険地域
- ⑤雪崩発生危険箇所が多い地域
- ⑥消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
- ⑦豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ⑧過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

市は、次の事項に留意して市民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として自主防災組織の育成を図る。

- ①市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、地域住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- ②同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を持つものであること。

(4) 育成強化対策

①自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する市民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して育成・指導を行う。

ア 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

(ア)自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を編成する。

(イ)編成上の留意事項

- a 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

- b 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- c 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- d 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

イ 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定めておく。

- (ア)自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- (イ)防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- (ウ)防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- (エ)情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- (オ)出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- (カ)救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。
- (キ)避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難地又は避難所の運営協力等）。
- (ク)給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- (ケ)防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

②自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること。
- ウ 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

③訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、更に避難所の運営等の訓練を通して災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④防災資機材の整備等

市は、自主防災組織への各種支援事業等を積極的に活用し、防災資機材の整備を促進するとともに、地域防災活動の拠点、消防水利及び広場等の整備を促進し、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

⑤自主防災組織連絡協議会の設立

市及び県は、自主防災組織間の協調・交流を促進するため、自主防災組織連絡協議会を設置する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア)防災に関する知識の普及
- (イ)防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡方法の確認
- (ウ)地域内における危険箇所の点検
- (エ)地域内における消防水利の確認
- (オ)家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ)地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ)避難地等及び医療救護施設の確認
- (ク)火気使用設備・器具等の点検
- (ケ)防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ)各種防災訓練の実施
- (サ)在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の行動

- (ア)出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ)地域住民の安否の確認
- (ウ)負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ)地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ)地域住民に対する避難準備情報や避難指示等の伝達
- (カ)避難誘導活動の実施
- (キ)避難行動要支援者の避難行動への支援
- (ク)避難生活の指導、避難所の運営への協力
- (ケ)給食・給水活動及びその協力

(コ)救助物資等の配布及びその協力

(サ)他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

①女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり

②少年消防クラブ等の育成強化への協力

③民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

①自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

②地区防災計画の設定

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 企業（事業所）等における防災の促進

市、県又は最上広域消防本部は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

①育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入り又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

②育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

最上広域消防本部は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物貯蔵所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導を徹底する。特に多数の人が出入りする小規模なビルや商業施設においては、各災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市及び最上広域消防本部は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア)防災要員の配備
- (イ)消防用設備等の維持及び管理
- (ウ)家具・什器等の落下・転倒防止措置
- (エ)各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア)出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ)避難誘導活動の実施等
- (ウ)救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及地方公共団体が実施する企業との協定の提携や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市及び県は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

（３）市等における事業継続力強化支援計画の策定促進

市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（４）企業等における帰宅困難者対策の促進

市及び県は、企業が災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

（５）企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

◆資料◆

1 山形県自主防災組織整備推進要綱

第4章 災害ボランティア受入体制整備計画

方針

大規模地震が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備を図る。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、環境エネルギー課、新庄市社会福祉協議会、新庄青年会議所、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

計画の体系

項目	概要
1 一般ボランティア	(1) 意義 (2) 活動分野 (3) 受入体制の整備
2 専門ボランティア	(1) 意義 (2) 活動分野 (3) 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

1 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要にしない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ①避難所における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ②救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- ④災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑤災害ボランティアの受入事務
- ⑥被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、新庄市社会福祉協議会、青年会議所及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ①災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- ②災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ③災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- ④災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

2 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記、ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用	被災建築物応急危険度判定士

	の可否を判定等	
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有する者
除雪ボランティア	老人世帯等福祉関係者への除雪作業支援 公共的施設の機能確保や公共交通機能確保等のための除雪作業支援	除雪に関する知識を有する者
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱に関する知識を有する者

（３） 受入体制の整備

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、新庄市社会福祉協議会、青年会議所、日本赤十字社山形県支部、NPO、ボランティア関係機関等は、相互の連携を図り、ボランティアの受入体制等を整備するため、次の取組みを行う。

- ①ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- ②ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。
- ③ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- ④ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- ⑤ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

なお、災害ボランティアセンター本部の設置場所については、災害援助協定に基づき新庄市社会福祉協議会事務局内とすることを基本とする。ただし、当該施設が被災し設置が困難な場合、もしくは、大規模災害のため当該施設ではボランティアの受入が困難な場合については、市と新庄市社会福祉協議会が協議の上、市がこれに代わる場所を確保するものとする。

3 活動環境の整備

市及び県は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5章 防災訓練計画

方針

大規模地震発生時における応急対策活動の円滑な実施を期し、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、関係機関の有機的な連携を強化するとともに、住民の防災に対する関心を高めるため、市民、自主防災組織及び防災関係機関参加の訓練を行う。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 総合防災訓練	
2 防災関係機関の防災訓練	
3 学校の防災訓練	
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
5 実践的な訓練の実施と事後評価	

1 総合防災訓練

市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、県で作成した「市町村総合防災訓練実施要綱」に基づき、以下の点に留意して各種訓練を実施する。

- ①学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- ②自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- ③県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- ④無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練には県の参加を求めること。
- ⑤総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- ⑥災害図上訓練（DIG）等を実施するように努めること。

- ⑦被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること
- ⑧ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努める。
- ⑨緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を盛り込むなど、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- ⑩季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- ⑪大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ⑫新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
また、現場の対応力向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行っていく。

2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に、防災関係機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- ①授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- ②児童生徒の避難誘導を実施すること。
- ③季節を考慮した訓練を実施すること。
- ④できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市及び最上広

域消防本部等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

また、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、地震及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- ①市、県及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- ②市、県及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

◆資料◆

- 1 山形県総合防災訓練開催基準要領
- 2 市町村総合防災訓練実施要綱

第6章 避難体制整備計画

方針

大規模地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域になるおそれがあることから、市民を安全な場所に計画的に避難させるための対策を推進する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、健康課、農林課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	(1) 指定避難所等の定義 (2) 指定避難所等の選定基準 (3) 避難路の設定及び安全確保 (4) 指定避難所等の事前周知 (5) 自宅療養者等への対応 (6) 公共用地の活用
2 避難指示等発令判断基準の明確化	(1) 判断基準の明確化 (2) 全庁をあげた体制の構築 (3) 国や県との連携
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 避難誘導體制の整備	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	(1) 多数の要配慮者が利用する施設 (2) 不特定多数の者が利用する施設
7 福祉避難所の指定	

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により市民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）

及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、市地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（１）指定避難所等の定義

①指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた市民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した場所をいう。また、指定緊急避難場所と指定避難場所は相互に兼ねることができる。

②指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した施設をいう。

（２）指定避難所等の選定基準

市は、市民の生命及び身体の安全を確保するため、災害の状況に対応できるよう指定避難所等の選定を行い、地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にする。

場所の選定にあたっては、次の基準によるとともに、オープンスペースのみならず、収容できる耐震建築物の有無についても充分検討する。

①指定緊急避難場所は、多人数を収容できる最寄りの学校のグラウンド、公園等とする。

②指定避難所は、周囲の建物や工作物の倒壊、がけ崩れ、土砂崩れ、浸水等の危険がなく、かつ付近に多量の危険物等がない学校体育館、公民館等とする。

また、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。なお、福祉避難所の開設時には、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

（３）避難路の設定及び安全確保

市は、迅速かつ安全な避難を図るため、次の事項に留意する。

- ①避難路は、幅員が広く周囲に危険物が無いこと。
- ②避難路は、自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ③避難路は、通行障害及びしゃ断されたときを考慮して代替路も選定できること。

(4) 指定避難所等の事前周知

市は、指定避難所等に指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

- ①誘導標識の設置
- ②広報紙、ハザードマップ、チラシ配布
- ③ホームページへの掲載
- ④防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

また、市及び県は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとし、市民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

さらに、市は指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有地の有効活用を図る。

2 避難指示等発令判断基準の明確化

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時またはそのおそれがある場合に適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- ①指定避難所等及び避難路の耐震化
- ②断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備の整備に努めるものとする。
- ③地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか積雪・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- ④要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- ⑤要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- ⑥避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保の為に間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境整備
- ⑦更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

- ⑧新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するものとする。

5 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等を発令した場合に市民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、児童福祉施設、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ①地域の実情に応じた避難所等（指定避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- ②入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ③集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- ④災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等
- ⑤保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ①施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

- ②利用者の施設外への安全な避難誘導
- ③避難所等に係る市等との事前調整

7 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- ①相談等に当たる介助員等の配置（おおむね10人の対象者に1人）
- ②高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

◆資料◆

1 避難地等一覧

第7章 救助・救急体制整備計画

方針

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、都市整備課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の対策	(1) 情報の収集・伝達体制の確立 (2) 防災訓練 (3) 防災用資機材の整備
2 市の対策	(1) 市民に対する防災意識の啓発 (2) 民間等による救助・救急支援体制の確保 (3) 消防機関の救助・救急体制の整備 (4) 連携体制の構築 (5) 救助・救急活動における交通確保 (6) 医療機関との情報伝達体制の整備 (7) 応援受入体制の確立
3 県の対策	(1) 救助・救急隊員の養成 (2) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

1 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

各自主防災組織は、地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市又は最上広域消防本部、新庄警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を、速やかに市民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練

各自主防災組織は、防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時

において、消火活動や損壊した建物による生体者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

各自主防災組織は、救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

2 市の対策

(1) 市民に対する防災意識の啓発

市は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

市は、多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう、協定を締結する等の体制を整備する。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

①常備消防機関

最上広域消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急手当を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

②消防団

市は、消防団組織強化計画に基づき、消防団活動に参加しやすい環境整備による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団員が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練の実施、救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

①防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防機関は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等と適切に情報交換

できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するように努める。

また、初期活動から救急搬送までの一連の実働訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

②民間組織の協力

市は、公衆通信網等が途絶した場合に備え、コミュニティFM等のメディア活用を検討するとともに、災害時における多様な通信手段の確保に努める。

また、郵便局や地域のタクシー、バス、運送業者とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるため、市は、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

市は、多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

市は、同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆けつける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

3 県の対策

(1) 救助・救急隊員の養成

県消防学校における救助・救急隊員の教育訓練の高度化及び消防機関の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、捜索・救助活動における消防防災ヘリコプターの運用方法を、市及び関係機関と協議し確立しておく。

第8章 火災予防計画

方針

大規模地震に伴う火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、防火思想の普及啓発を図るとともに、市や消防機関等が実施する火災予防及び消防体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市農林課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 出火防止	(1) 一般対策 (2) 家庭に対する指導 (3) 防災対象物に対する指導 (4) 防災対象物点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	(1) 自主防災組織の対策 (2) 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	(1) 市による整備 (2) 防火管理者による整備 (3) 自主防災組織による整備
5 林野火災予防計画	
6 車両火災予防対策	
7 漏電による火災予防対策等	

1 出火防止

(1) 一般対策

- ①市・市消防団及び最上広域消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。

②市及び最上広域消防本部は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

③最上広域消防本部は、飲食店、スーパー等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

市・消防団及び最上広域消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

①地震発生時の対策

ア 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

イ ガスにあっては、元栓を締める。

ウ 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

②平常時の対策

ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置

イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

ウ 危険物及び可燃物等(灯油、食用油、ヘアースプレー等)の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市及び最上広域消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 防災対象物定期点検報告制度等の実施指導

最上広域消防本部は、特定の防火対象物(映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの)で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証(セイフティマーク)を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 消防用設備等の適正な維持管理指導

①市及び最上広域消防本部は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

②市及び最上広域消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

3 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ①自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに、最上広域消防本部、市等に通報する体制を確立する。
- ②自主防災組織は、防災計画を定め消火訓練等を通じて初期消火方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

最上広域消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び市民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

4 消防施設等の整備

(1) 市による整備

市は、新庄市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

自主防災組織は、各種補助事業等を活用し、防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

5 林野火災予防計画

市、最上広域消防本部、最上広域森林組合及び山形森林管理署最上支署新庄森林事務所は、林野火災の予防を図るため、啓発広報の充実強化、多発期における巡視の徹底、その他管理体制の整備確立、防火線、林道等の構築等、保安及び消防用資機材の整備を図る。

市は、林野火災警報が発令された時は、防災無線及び消防団による広報を行う。

6 車両火災予防対策

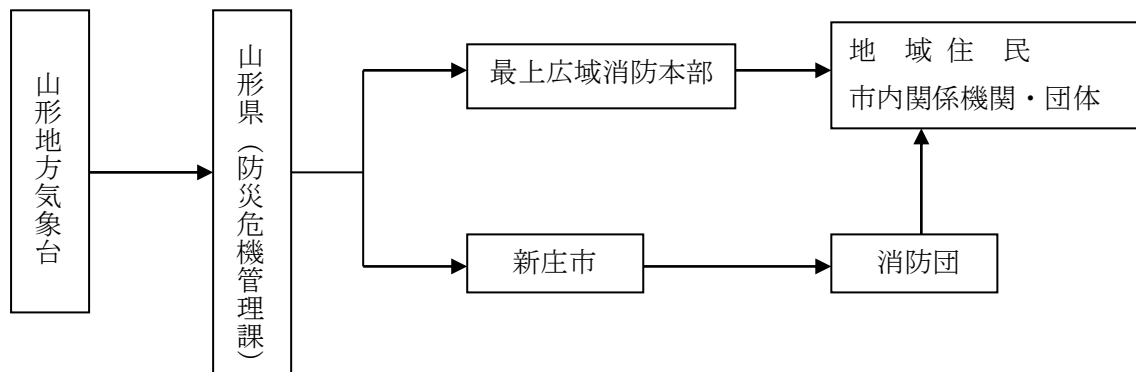
市及び最上広域消防本部は、車両火災に係る人命救助の方法、避難誘導、付近建物の延焼防止、危険物対策及び関係機関との連絡方法等について、消防計画等で定める。

7 漏電による火災予防対策等

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、配電設備について一定の基準により工事を行うとともに、請負工事の検査を適正にして施行の完全を期する。保守にあたっては、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需要家に対し、その配線設備について定期調査を実施するとともに、電気の正しい取り扱いと適正配線の重要性について啓発に努める。

<火災警報発令時の連絡系統図>



◆資料◆

1 火災警報発令基準

第9章 消防団充実強化計画

方針

大規模地震発生時の消防団の果たす役割は大きいですが、少子高齢化、被用者の増加等の問題で担い手の確保が困難になっている。そのため必要な対策を推進して消防団の充実強化を図り、もって市民の安全の確保に資する。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、新庄市消防団

計画の体系

項目	概要
1 消防団員の充実強化	(1) 団員の加入方法の多様化 (2) 団員の教育訓練
2 消防団の施設・装備の充実強化	
3 消防団への理解促進	
4 消防団員の処遇改善	

1 消防団員の充実強化

(1) 団員の加入方法の多様化

団員の確保のために募集方法の多様化を図る。

- ① 予備消防団員（団員OB）の活用
- ② 地方公務員の入団促進
- ③ 市内事業所への働きかけ

(2) 団員の教育訓練

消防団員の資質の向上を図るため、教育の推進に努める。

- ① 若手リーダーの育成
- ② 消防学校の教育訓練への参加促進
- ③ 応急手当普及員の養成

2 消防団の施設・装備の充実強化

市は、消防団組織強化計画等に基づき、施設整備補助金及び運営交付金を充実するとともに、国庫補助制度等を有効に活用し、その強化、計画的な更新を図る。

3 消防団への理解促進

市は、消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るため、次の施策の推進に努める。

- ① 広報誌等の作成、消防団に関するポスター、作文、標語等の募集・掲示
- ② 地域での防災訓練、防火キャラバン等の開催、地元イベントへの参加
- ③ 一日消防体験の実施
- ④ 「消防団協力事業所表示制度」の活用
- ⑤ 老人クラブ、自主防災組織、婦人防火協力班、幼年消防クラブ等の防火指導
- ⑥ 消防演習や総合防災訓練、出初式等の消防団活動の市民への啓発

4 消防団員の処遇改善

市は、消防団活動の活性化を図るため、団員報酬及び出動報酬の充実を図る。

第10章 医療救護体制整備計画

方針

市、県及び医療関係機関は、大規模地震により発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市健康課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項目	概要
1 医療関係施設の役割	(1) 医療救護所 (2) 一般医療機関（休日・夜間診療所含む） (3) 災害拠点病院等
2 医療関係施設の整備等	(1) 医療関係施設等の整備 (2) 医療救護所設置場所の確保
3 医療救護活動体制の整備	(1) 医療救護班派遣体制の整備 (2) 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	

1 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する医療関係施設は、次の役割が求められている。

(1) 医療救護所

市は、医療救護所を設置し、トリアージ（識別救急）及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、最上広域消防本部が行う。

(2) 一般医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院は、重症傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

市、県、医療施設及び医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、本計画に掲載して市民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

①設置場所

- ア 二次災害の危険のない場所であること。
- イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- ウ 市民等に比較的知られている場所であること。
- エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

②設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療および搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

3 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班派遣体制の整備

市は、医療救護所において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、協定に基づき、新庄市最上郡医師会に協力を要請する。また、必要な場合は、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

市は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、市、県（本庁及び保健所）、医療機関及び関係団体の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

4 医療資器材供給等体制の整備

市は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる衣料品・医療資器材等を確保するよう努める。

第 1 1 章 地震防災施設等整備計画

方針

大規模地震による被害の軽減を図るため、地震防災上で特に必要な施設及び資機材の整備に必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方气象台

計画の体系

項 目	概 要
1 消防施設	
2 整備対象施設等	(1) 消防施設の整備 (2) 防災資機材の整備 (3) 防災活動拠点施設等の整備
3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	

1 消防施設

①最上広域消防本部

各種（消防・救急）車両 3 1 台

②新庄市の消防水利

消火栓 7 1 4 基 防火水槽 2 1 6 基

③市消防団

車両 3 6 台（指揮車 1 台、広報車 1 台、普通積載車 1 7 台、軽積載車 1 7 台）小型動力ポンプ 9 5 台

2 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市及び最上広域消防本部は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

①消防施設の整備

震災時には、消火栓の使用不能及び消防ポンプ自動車の消火活動に支障をきたすことが予想されるため、耐震性防火水槽の設置及び可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

②消防水利の確保

ア 消火栓の維持管理

災害発生時に迅速に対応できるよう、市内の消火栓の維持管理に努める。

イ 自然水利の保全

大規模火災における自然水利の有利性に鑑み、既存自然水利の減少をきたさないように水利関係機関との調整整備を図る。

ウ 消防水利の把握

消防水利が不足する地域においては、河川、沼、池、井戸等も消防水利として利用できるよう整備する。

③救出、救助資機材の整備

被災者等を迅速に救出、救助するために必要な資機材の整備充実を努める。

(2) 防災資機材の整備

市及び県等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

①自主防災組織等が使用する資機材

市は、消防庁の補助事業等を活用する等により、地域住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

②市における防災資機材の整備

ア コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

イ 消防本部等が使用する救助用資機材

ウ 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設等の整備

市は、災害発生時に防災活動の拠点となる施設の耐震工事や災害対策用ヘリポートを確保する等必要に応じた整備に努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路路上にある既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～8年度）等に基づき、防災施設の整備推進を図る。

◆資料◆

- 1 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 2 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第 1 2 章 防災用通信施設災害予防計画

方針

防災関係機関は、大規模地震発生時の通信手段確保のため、情報通信施設の災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方気象台

計画の体系

項 目	概 要
1 通信施設	
2 通信施設の災害予防措置	(1) 災害時の情報通信手段の確保 (2) 通信手段の多様化 (3) 最新の情報通信関連技術の導入
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	

1 通信施設

市は、災害発生時に市民、地域防災関係機関との間での確かな情報の収集・伝達を図るため、次の通信施設の整備を推進する。

①山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 8 7 機関を無線回線で結び、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

また、衛星通信により、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県間等との通信が可能となっている。緊急地震速報等の住民への情報伝達のための、全国瞬時警報システム (J-Alert) と防災無線の自動放送がある。

②市防災行政無線

ア 同報系無線

市庁舎と各避難所等の防災拠点を結ぶ (固定型無線設備)

イ 移動系無線

市庁舎と避難所間及び災害現場間又は災害現場等相互間を結ぶ（半固定型、車載・携帯型無線設備）

③防災関係機関通信施設

防災関係機関は、電気通信事業用通信施設、専用通信施設及び無線通信施設の効果的運用を図る。

2 通信施設の災害予防措置

(1) 災害時の情報通信手段の確保

- ①災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。
- ②既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。
- ③災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、市、県及び国等を通じた一体的な整備を図る。
- ④非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。
- ⑤移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。
- ⑥通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
- ⑦情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(2) 通信手段の多様化

市、県及び国は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A LERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ

F M放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

市、県等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 電気通信設備等の活用

① 移動系通信設備

市、県は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

② 災害時優先電話

市、県防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

③ I P 電話

I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

④ 電気通信事業者が提供する伝言サービス

市、県、国は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

◆資料◆

- 1 新庄市防災行政無線管理運用規程
- 2 山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協定書
- 3 山形県防災行政無線回線構成図
- 4 幹線系回線系統図
- 5 端末系回路系統図
- 6 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 7 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第13章 孤立集落対策計画

方針

中山間地域など、大規模地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際に救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、成人福祉課、健康課

計画の体系

項目	概要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	(1) 連絡手段の確保 (2) 食料等の備蓄 (3) 避難所の確保 (4) 防災資機材の整備 (5) ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	(1) 自主防災組織の育成等 (2) 応援体制の整備

1 孤立するおそれのある集落の把握

市及び県は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落(以下「孤立可能性のある集落」)について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

市は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

市は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

市及び県は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

3 孤立予防対策の推進

市、県及び国は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

市は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 1 4 章 都市防災計画

方針

市街化区域を中心とした地域における大規模地震等の防災対策に重点をおいた都市計画事業の推進及び災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、上下水道課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり	(1) 防火地域・準防火地域の指定 (2) 用途地域の指定 (3) 地区計画の決定
2 災害に強い新市街地の整備	
3 防災空間の整備による安全性の確保	(1) 公園・緑地整備事業の推進 (2) 街路整備事業の推進 (3) 都市防災総合推進事業の活用

1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

市は、道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備並びに面的な市街地開発事業の実施等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

2 災害に強い新市街地の整備

市は、土地区画整理組合に対する支援制度を活用した土地区画整理事業を推進し、防災上不健全で危険な木造密集市街地の解消及び無秩序な市街地の形成を防止するとともに、防災性の高い都市構造の形成を促進する。

3 防災空間の整備による安全性の確保

市は、都市における火災に対する安全を確保するため、建築物の不燃化とともに、本市都市計画マスタープランに基づき、都市公園、緑地、広場及び街路等について防災空間としての役割を考慮した計画的整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急車両がスムーズに通行できるよう努め、緊急輸送及び避難路としての機能を併せて確保する。

(3) 都市防災総合推進事業の活用

住民等のまちづくり活動の活性化と多様な都市整備事業の重層的な実施等、総合的な施策を講じることにより、都市の防災構造化を推進することを目的とする都市防災総合推進事業を活用し、防災対策の推進に努める。

第 15 章 建築物災害予防計画

方針

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、上下水道課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 建築物の耐震性の確保	(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 (2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (3) 防災設備等の整備、維持管理
2 公共建築物の耐震化の推進	
3 一般建築物等の耐震化の推進	(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化 (2) 住宅・建築物の耐震化
4 耐震診断等推進体制の整備	(1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録 (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
5 建築物の火災耐力の向上促進	
6 地震保険の普及・啓発	
7 空き家対策	

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

市及び県は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物の安全性を確保するため、新築、建替え時及び既存のものにおいては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ①災害対策本部が設置される施設（市庁舎、県庁舎）
- ②医療救護活動に従事する機関の施設（保健所、病院等）
- ③応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署、出先庁舎等）
- ④避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- ⑤社会福祉施設等（介護施設、身体障がい者養護施設等）

（2）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、県が定めた「山形県建築物耐震改修促進計画」に準じて建築物耐震改修促進計画を定め、建築基準法による現行耐震基準施行以前の建築物を中心に耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するように努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修等事業」の活用を図り耐震化を推進する。

（3）防災設備等の整備、維持管理

①防災設備等の整備

- ア 配管設備類の耐震性の強化
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 飲料水の基本水量の確保
- エ 消防防災用設備等の充実
- オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上

②維持管理

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

また、施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

市及び県は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設耐震化基本指針（平成17年3月策定）」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修：天井材等の非構造部材の落下防止対策を含む。）を計画的かつ効果的に推進する。

3 一般建築物等の耐震化の推進

（1）不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、スーパー等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、一般建築物の耐震化に努める一方、最上広域消防本部及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ①震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- ②不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルの各テナントによる避難等の連携の徹底
- ④災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- ⑥商業ビルのテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(2) 住宅・建築物の耐震化

①特定建築物等の耐震診断・改修

市及び県は、一般建築物については、「特定建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。また、特定建築物以外の建築物についても、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

②耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

市及び県は、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

③ブロック塀、石塀等の倒壊防止

市及び県は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難地や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

④窓ガラス等二次部材の落下防止

市及び県は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

⑤家具、電気製品等の転倒・落下防止

市及び県は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について市民に周知徹底を図る。

4 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録

市及び県は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を市、県等で備え付け、市民からの問い合わせに際し、閲覧に供する等、活用を図る。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

市及び県は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

① 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。

また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する市町村に配布する。

② 判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。

また、登録台帳を作成し市町村に配布する。市は職員に対し積極的に養成講習を受講させ、登録者の増加に努める。

③ 判定資機材等の整備

県は、市と協力して応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

④ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、市、建築関係団体等と協議を行う。

また、市は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

5 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

① 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

② 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流出による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。

また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段として、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、市及び県は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

7 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第16章 輸送体制整備計画

方針

市及び県等は、大規模地震発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、市及び県等は、迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、最上総合支庁、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所

計画の体系

項目	概要
1 緊急輸送道路ネットワークの設定	(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義 (2) 緊急輸送道路ネットワークに指定する道路の基準 (3) 連携体制の強化
2 物資拠点の環境整備等	(1) 物資拠点の環境整備 (2) 物資拠点の候補地の選定 (3) 民間事業者との協力体制の構築
3 臨時ヘリポート候補地の選定	
4 緊急輸送用車両等の確保・整備	
5 緊急輸送用車両確保のための事前対策	

1 緊急輸送道路ネットワークの設定

市は、地域の緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、市域内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点(国、県、市町村、警察署及び消防署等の庁舎)、災害拠点病院、輸送施設(空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート)、輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)救助物資等の地域内輸送拠点又は広域物資輸送拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路。

(2) 緊急輸送道路ネットワークに指定する道路の基準

- ①高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び市道
- ②隣接県との接続道路
- ③県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- ④病院、広域避難地等公共施設と①の道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

2 物資拠点の環境整備等

(1) 物資拠点の環境整備

市は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送路上にある公共施設等を物資拠点にすることも検討する。

- ①物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- ②物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ③緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 物資拠点の候補地の選定

市は、地域の社会的・地理的条件、地震による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、被災地への物資の輸送を円滑に実施するための物資拠点（第3編第3章第9節地域内輸送拠点運営計画）の候補地を次のとおり選定する。

施設名	所在地	床面積（㎡）	電話番号
道路維持管理センター	金沢字中村 1501-16	300	22-8447
すぼーていあ	金沢 1147	1,953	23-1000

(3) 民間事業者との協力体制の構築

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

3 臨時ヘリポート候補地の選定

市は、輸送施設等の管理者及び県と協議し、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送路上にある公共施設等を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

4 緊急輸送用車両等の確保・整備

市は、車両等の必要予定数及び調達先並びに物資の集積場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

5 緊急輸送用車両通行確保のための事前対策

市は、自動車運転者に対し、地震発生時にとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

①走行中の場合

走行中の車両は安全な方法により左側に停車させ、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

また、やむを得ず車両を置いて避難する際は、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。

②避難する場合

避難に際しては、車両を使用しないこと。

③災害対策基本法による交通規制が行われている場合

警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 17 章 各種施設災害予防対策計画

第 1 節 交通関係施設災害予防計画

方針

大規模地震による交通関係施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、防災危機管理課、最上総合支庁、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所、東日本旅客鉄道株式会社

計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 施設の点検・整備 (3) 耐震性の強化 (4) 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 相互連絡体制の整備 (3) 資機材等の整備 (4) 道路トンネル事故の予防対策 (5) 道路付帯施設の災害予防
3 鉄道の災害予防対策	(1) 施設の災害予防 (2) 防災体制の整備 (3) 避難誘導體制の整備 (4) 防災訓練の実施

1 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

地震発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

地震発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

地震発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

市は、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

①道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

②応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

③道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

⑤再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 相互連携体制の整備

①連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

②相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

③合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(3) 資機材等の整備

①防ぎよ活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

②施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

①道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

②県警察は大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

③道路管理者、県警察は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

④道路管理者、県警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(5) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

①信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

②非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

3 鉄道の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

①施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

②近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 防災体制の整備

①災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

②情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

ア JR電話及びN T T電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びF A X

イ 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

①非常呼出訓練

②避難誘導訓練

③消火訓練

④脱線復旧訓練

◆資料◆

1 新庄市橋梁調書

2 新庄市トンネル箇所

第2節 土砂災害防止施設災害予防計画

方針

大規模地震による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、防災危機管理課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所

計画の体系

項目	概要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	(1) 危険箇所の調査・点検 (2) 危険箇所の周知 (3) 危険区域の警戒、巡視
2 土砂災害予防対策の推進	(1) 努めるべき方向 (2) 警戒避難体制の整備 (3) 避難指示等 (4) 防災意識の向上
3 土砂災害対策事業の推進	(1) 地すべり予防事業 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 (3) 土石流対策事業 (4) 山腹崩壊等に係る治山対策事業 (5) 工事実施機関相互調整
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

市は、県が調査・点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に調査点検を行う。特に学校、医療機関、社会福祉施設など要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については、重点的な把握に努める。

(2) 危険箇所の周知

市は、県より情報提供を受けた危険箇所について、市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下『土砂災害防止法』という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 危険区域の警戒、巡視

市は、土砂災害の未然防止を図るため、梅雨（集中豪雨）期、台風期及び融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、合同で危険区域の調査、警戒及び巡視を実施する。

2 土砂災害予防対策の推進

(1) 努めるべき方向

①市民の「知る努力」

市民は、行政が提供する土砂災害防止に関する情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、生命及び身体を守るため、各人が土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な警戒避難行動をとるなど、的確な判断及び行動が求められる。

②市の「知らせる努力」

市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、市民に周知するとともに、ハザードマップの作成・配布を行う。

③県の「知らせる努力」

県は、土砂災害警戒区域を指定し、市と協力して危険箇所等について周知に努めるとともに、市が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の判断の参考となる土砂災害警戒情報の補足情報の提供を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき、県による警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定め、それらの事項は、土砂災害ハザードマップを作成し市民に周知を図る。

(3) 避難指示等

①発令基準

土砂災害警戒区域等の避難指示等の発令基準

避難区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発令された場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発令された場合 ・山形県土砂災害警戒情報による合成実効雨量が1時間後または2時間後に土砂災害警戒基準線（CL）を突破する状況にある場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発令された場合 ・山形県土砂災害警戒情報による合成実効雨量が土砂災害警戒基準線（CL）を突破している状況にあり、引き続き降雨が見込まれる場合・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生している場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面に亀裂等）が発見された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発令された場合

②避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっている土砂災害警戒区域等を原則としつつ、状況に応じて町内会や自主防災組織等の同一の避難行動をとるべき地区単位を設定する。

③情報の収集及び伝達体制

県及び気象台が発表する土砂災害警戒情報や、県及び気象台等が提供している降雨や土砂災害危険度情報など土砂災害に関する情報を電話・インターネット等で収集し市民に伝達する。

また、それら土砂災害の警戒避難に資する情報の収集方法について市民に周知を図る。なお、避難指示等の発令にあたっては、対象地域の住民に確実に伝達するため、豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、電子メール等による伝達を行える体制を構築する。

④避難所の開設・運営

避難所の開設・運用にあたっては、市職員の他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。

⑤避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所・避難経路、避難指示など土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

(4) 防災意識の向上

定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

また、小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。

3 土砂災害対策事業の推進

(1) 地すべり予防事業

県は、土砂災害警戒区域等において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長、誘発する等の行為を制限し、地すべり防止工事の推進を図る。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を助長、誘発する等の行為を制限し、急傾斜地崩壊防止工事の推進を図る。

(3) 土石流対策事業

県は、砂防指定地内において、災害発生を助長、誘発する等の行為を制限し大雨等により土石流発生のおそれがある溪流については、ダム工、床固工等の防災工事の推進を図る。

(4) 山腹崩壊等に係る治山対策事業

県は、山腹崩壊、土砂流出等による山地災害の防止を図るため、山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業の推進を図る。

(5) 工事実施機関相互調整

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災工事については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図る。

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、土砂災害の防止に配慮した適切な土地利用の誘導を促進するため、各種法制度等の連携・整合を確保しながら、その徹底及び充実に努めるとともに、土砂災害の防止に関し、市民及び開発事業者に対し、啓発・指導を強化する。

また、土砂災害の危険が著しい区域について、建築基準法に定める「災害危険区域」の指定に努め、危険住宅の移転及び宅地の改良を促進する。

5 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に

養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定ができるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

◆資料◆

1 新庄市災害危険区域

第3節 農地・農業用施設災害予防計画

方針

大規模地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、市や県等が実施する災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 情報管理手法の確立 (3) 施設の点検 (4) 耐震性の強化 (5) 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

地震発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

地震発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

地震発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、市は、土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

3 農業用ダム施設の災害予防対策

国営及び県営事業で築造したダムは、「河川管理施設等構造令」及び「土地改良事業計画設計基準・設計『ダム』」等により、十分に耐震性を考慮して設計・施工されているが、必要に応じて対策を講じながら耐震性を維持する。

4 用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

5 ため池施設の災害予防対策

市、県及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、市民に対して適切な情報提供を図る。

また、ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届け出を行うとともに、適正な管理に努める。

第4節 電力供給施設災害予防計画

方針

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、大規模地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のため、災害予防対策を実施する。

主な実施機関

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	
2 防災関係機関との連携	
3 広報体制の確立	
4 電力設備の災害予防対策	
5 災害対策用資機材等の整備	

1 防災体制の整備

- ①防災教育
- ②防災訓練
- ③防災業務施設等の整備

2 防災関係機関との連携

- ①市防災会議及び県防災会議並びに防災関係機関との連携
- ②他電力会社等との連携

3 広報体制の確立

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災を未然に防止するため、平常時から市民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

4 電力設備の災害予防対策

- ①電力設備の耐震対策及び弱体箇所^の補強等
- ②代替性の確保
- ③重要施設への供給体制の強化
- ④電気工作物の巡視点検
- ⑤二次災害の防止

5 災害対策用資機材等の整備

- ①復旧用資材、工具及び消耗品等の確保及び点検
- ②資機材等の輸送計画の確立及び輸送力の確保
- ③災害対策用資機材等の広域運営
- ④災害対策用資機材等の仮置場の確保

第5節 ガス供給施設災害予防計画

方針

ガス供給事業者は、大規模地震による都市ガス供給施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、次の災害予防対策を実施する。

主な実施機関

新庄都市ガス株式会社

計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	
4 災害対策用資機材の整備	

1 防災体制の整備

- ①連絡体制の確立
- ②要員の確保
- ③災害対策本部の設置
- ④応急協力体制の整備
- ⑤防災教育及び防災訓練の実施
- ⑥防災関係機関との連携

2 広報活動

防災対策を効果的に行うため、地震発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。

また、需要家や報道機関・県及び市等関係機関との広報ルートを確立しておく。平常時には、地震発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

3 ガス供給施設の災害予防対策

- ①代替性の確保
- ②ガス供給施設の耐震性の向上
- ③被害の著しい地域への供給の停止及び供給を継続する地域の保安確保

4 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資機材を整備しておく。また、復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第6節 電気通信施設災害予防計画

方針

電気通信事業者は、電気通信事業による通信を大規模地震発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、災害予防対策を実施する。

主な実施機関

電気通信事業者

計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 電気通信施設の災害予防措置	
4 災害復旧用資機材等の確保と輸送	

1 防災体制の整備

- ①通信施設監視体制の確保
- ②地震発生時組織体制の確立
- ③対策要員及び応援受入体制の確保
- ④防災教育及び防災訓練の実施

2 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、震災時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。災害によって電気通信サービスに支障が生じた場合、地域住民や利用者に対して通信の疎通、被害状況、応急復旧状況・見通し及び災害用伝言ダイヤル等の提供状況についてわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

3 電気通信施設の災害予防措置

地震発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防災設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。

特に、医療機関等の人命に係わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

- ①耐震及び耐火対策
- ②電気通信システムの高信頼化
- ③災害対策機器の配備
- ④電気通信施設の巡視点検
- ⑤二次災害の防止

4 災害復旧用資機材等の確保と輸送

①災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

②災害対策用資機材等の輸送

地震発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

③災害対策用資機材等の整備点検

地震発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第7節 上水道施設災害予防計画

方針

大規模地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるため、災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市上下水道課

計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	
2 防災広報活動の推進	
3 上水道施設の災害予防措置	
4 災害対策用資機材等の整備	
5 生活用水水源の把握	

1 防災体制の整備

市は、次により防災体制の整備を行い、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

- ①組織体制の確立
- ②応急体制の整備及び応急対策マニュアルの策定
- ③職員に対する教育及び訓練
- ④管理図面及び災害予防情報の整備
- ⑤関係行政機関及び水道事業者間との連携及び連絡調整
- ⑥予備資材の確保
- ⑦緊急時連絡体制の確立

2 防災広報活動の推進

市及び県は、地震発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により市民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

- ①市民に対する広報・啓発活動
- ②町内会等への防災活動の研修
- ③医療施設等への周知

3 上水道施設の災害予防措置

水道施設は広範囲かつ多種多様な構造物、機器により構成されていることから、市は、重要性や老朽度を検討し、計画的な施設の更新及び老朽管の更新（基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化）を実施し、耐震化、近代化により災害予防措置の実施に努める。

- ①重要施設及び基幹管路の耐震化
- ②バックアップシステムの構築
- ③代替性の確保
- ④機械設備や薬品管理における予防対策
- ⑤二次災害の防止

4 災害対策用資機材等の整備

①応急給水用資機材の整備

市は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

②応急復旧用資機材の整備

市は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

5 生活用水水源の把握

市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況の把握に努める。

第8節 下水道施設等災害予防計画

方針

大規模地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするため、災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市上下水道課

計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	
4 災害復旧用資機材等の確保	

1 防災体制の整備

市は、下水道施設及び農業集落排水施設が被災した場合、その地下埋設深度が深いことから復旧作業が長期化する可能性があることを考慮し、次により防災体制を整備する。

- ①組織体制の確立
- ②応急対策マニュアルの策定
- ③ライフライン関係機関等との連携
- ④設備台帳及び図面等の整備
- ⑤最上圏域下水道共同管理協議会との連携
- ⑥災害時維持修繕協定の締結
- ⑦事業継続計画（BCP）の策定・運用

2 広報活動

市は、下水道施設及び農業集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から市民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

3 下水道施設の災害予防対策

市は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の災害予防対策の実施に努める。

- ①耐震性の確保
- ②液状化対策
- ③安全確保対策
- ④非常用電源の確保

4 災害復旧用資機材等の確保

市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、(社)山形県建設業協会の協力を得て、資機材の確保に努める。

第9節 危険物等保安計画

方針

関係機関は連携して、石油給油タンク、液化石油ガス貯蔵・取扱施設、高圧ガス供給施設、火薬類等の危険物取扱施設による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところによる保安体制の強化を促進し、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災思想の啓発普及を図る。

主な実施機関

最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、危険物取扱事業所

計画の体系

項目	概要
1 施設構造基準等の維持	
2 保安教育の実施	
3 防災訓練の実施	
4 連絡体制の確立	

1 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努める。

また、最上広域消防本部は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

2 保安教育の実施

最上広域消防本部は、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

3 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。

また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

4 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、最上広域消防本部、新庄警察署及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

◆資料◆

- 1 危険物貯蔵施設取扱業者
- 2 液化石油ガス第一種製造事業所
- 3 一般高圧ガス第一種製造事業所
- 4 第二種製造事業所（30m³/日以上）
- 5 第二種製造事業所（30m³/日未満）
- 6 第一種貯蔵所
- 7 第二種貯蔵所
- 8 特定高圧ガス消費業者

第18章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

方針

大規模地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資（以下「食料等」という。）の備蓄を図るとともに、迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

主な実施機関

新庄市農林課、上下水道課、防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目	(1) 食料 (2) 飲食水 (3) 生活必需品 (4) 燃料

1 基本的な考え方

- ①市は、独自で食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ②市は、各家庭、職場又は自主防災組織等に、平時から食料等を備蓄するよう啓発する。
- ③市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- ④市は、市民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む）する。この際、孤立する集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- ⑤市は、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、平時から食料等の供給可能量を把握するよう努める。

- ⑥市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料等の確保品目

(1) 食料

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂食上の障がい、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- ①炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- ②即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 飲料水

- ①市及び水道用水供給事業者は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。
- ②市は、1日1人3リットルの水を確保することを目安に、上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車による運搬給水に必要な体制を整備する。

【上水道運搬給水基地】

区分	配水池名称
上水道事業	指野配水池
	赤坂配水池
	萩野配水池
	畑配水池
	山屋配水池

(3) 生活必需品

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細やかなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事用具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか

日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬季) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏季) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

(4) 燃料

市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時におけるガソリン、灯油等の燃料確保に努める。

第 19 章 文教施設及び児童福祉施設における災害予防計画

方針

大規模地震発生時において、学校・児童福祉施設（保育所・放課後児童クラブ・児童館等）の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市子育て推進課、新庄市教育委員会

計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	(1) 学校安全計画の策定 (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 (3) 学校安全委員会の設置 (4) 学校防災組織の編成等 (5) 防災教育 (6) 防災訓練 (7) 施設の耐震性の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	(1) 防災計画の策定等 (2) 自衛防災組織の編成 (3) 避難体制の確立 (4) 防災設備等の整備 (5) 施設の耐震性の強化
3 児童福祉施設の災害予防対策	(1) 防災計画の策定等 (2) 非常時の連絡体制等 (3) 防災教育 (4) 避難訓練

1 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

①策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安

全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

②内容

ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の指導事項

a 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

b 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

c 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

d 課外における指導事項

e 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るために、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長等は、次の点に留意し学校防災組織の編成等を行う。

①学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

②教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

③家族との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び地震の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認しておく。

④施設、設備等の点検・整備

ア 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止および塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。

また、防火壁、スプリンクラー等の設備の機能点検等も、日頃から定期的に行っておく。

イ 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

⑤防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 生徒名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

校長等は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修を行う。

(6) 防災訓練

校長等は、児童・生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、地震発生時には地域住民の避難地等の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震化診断の結果に基づき、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。

また、地震に伴う電気、水道、ガスの供給停止又は通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、地震発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を地震による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。

また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置をとる。

また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、文化財防災マニュアルに基づき、次により防災設備等の整備を図る。

①文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮し、敷地全般における排水施設やがけ崩れ防止、土砂流出を抑止する措置や危険木の対策を講じる。

②収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火器、自動火災報知機、誘導灯等の消防用設備や防火扉、防火シャッターの防災設備を設置するとともに、展示方法を工夫するほか、収蔵物の移動経路を確認しておく。また、止水板や排水ポンプ、非常用電源の準備等、非常時の対策を定めておく。

(5) 施設の耐震性の強化

学校以外の文教施設についても、地震発生時には地域住民の避難地等の役割を果たすため、施設設置者、文化財については所有者または管理団体において、施設の耐震化診断の結果に基づき、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度

の確保に努める。(特に重要文化財については、予備診断を行うなどの耐震性の把握が重要)

また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、早期再開が可能となるように配慮する。

3 児童福祉施設の災害予防対策

(1) 防災計画の策定等

施設長は、地震発生時に備え防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知する。

①非常時の災害対策

- ア 非常時の連絡体制
- イ 防災教育の実施
- ウ 施設、設備等の点検・整備
- エ 防災用具等の整備
- オ 地震発生直後の児童の安全確保
- カ 避難誘導
- キ 安否確認
- ク 被害情報等の収集
- ケ 被災状況等の報告

(2) 非常時の連絡体制等

施設長等は、次の点に留意し非常時の連絡体制等を整備する。

①非常時の連絡体制

地震発生時における職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、職員に周知しておく。保護者会等で、地震発生時の連絡先及び地震の規模や状況に応じた児童の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認しておく。

②施設、設備等の点検・整備

- ア 施設の設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止および塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火壁、スプリンクラー等の設備の機能点検等も、日頃から定期的に行っておく。
- イ 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

③防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、職員に周知しておく。

イ 児童名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(3) 防災教育

施設長等は、児童の発達段階に応じた防災教育を行うとともに、職員に対しても、防災に関する研修を行う。

(4) 避難訓練

施設長等は、児童及び職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、避難訓練を計画的・実践的に実施する。

◆資料◆

- 1 新庄市文化財保護条例
- 2 新庄市文化財防災マニュアル
- 3 新庄市文化財状況

第20章 要配慮者の安全確保計画

方針

大規模地震発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域社会等が相互に連携した支援体制の整備など、要配慮者の安全確保対策について定める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、健康課、防災危機管理課、新庄市社会福祉協議会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 在宅の要配慮者対策	(1) 避難行動要支援者支援体制の確立 (2) 情報伝達、避難誘導體制の整備 (3) 要配慮者に適した避難所等の確保 (4) 防災教育、防災訓練の実施 (5) 公共施設等の安全強化 (6) 防災資機材等の整備 (7) 市の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	(1) 防災体制の整備 (2) 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立 (3) 防災教育、防災訓練の実施 (4) 施設、設備等の安全性強化 (5) 食料品等の備蓄
3 外国人の安全確保対策	(1) 防災教育、防災訓練の実施 (2) 案内標示板等の整備

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

①地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う

気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、市及び県は、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

②避難行動要支援者情報の把握・共有

ア 市は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報取り扱いに配慮する。

イ 市は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ 市は、避難支援等に携わる消防機関、県警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

③避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。なお、作成に際しては、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意すること。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

①情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

②避難支援者の明確化

市は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③情報伝達機器の整備、標識の整備等

市は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進する。

また、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備等に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難地等への誘導標識等の設置に努める。

④近隣住民等の役割

災害発生時における要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、家族、避難支援者とともに、近隣住民等の果たす役割が大きいことから、市及び県は、自治会組織、自主防災組織、福祉関係者及びボランティア団体等と協力し、要配慮者と近隣住民等との共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

市は、避難所等を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、市は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

市及び県は、避難行動要支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- ①避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- ②広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及
- ③避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全強化

市、県及び国は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 市の体制整備

市は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局等を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班の設置に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

(1) 防災体制の整備

①自衛防災組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

②職員動員体制の整備

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、夜間における災害の発生も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

③情報連絡、応援体制の確立

最上広域消防本部等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(2) 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入(通)所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、最上広域消防本部等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入(通)所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じて保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(4) 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努めるとともに、日頃から備品等の落下・転倒防止装置、危険物の安全点検等を行い、施設設備等の安全性の強化・維持に努める。

(5) 食料品等の備蓄

災害時に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医療品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

3 外国人の安全確保対策

情報伝達、避難誘導體制の整備、国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

市及び県は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難に努める。

(1) 防災教育、防災訓練の実施

市及び県は、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語を理解できない外国人のために、外国語で記述した防災パンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(2) 案内標示板等の整備

市は、避難地等や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

第 2 1 章 積雪期の地震災害予防計画

方針

市、県及び防災関係機関は、他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、総合的な雪対策を実施する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、都市整備課、防災危機管理課、最上総合支庁、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所

計画の体系

項 目	概 要
1 除排雪体制・施設整備等の推進	(1) 道路の雪対策 (2) 除排雪施設等の整備 (3) 雪崩防止対策の推進 (4) 住宅除雪体制の整備 (5) 消防水利の整備
2 緊急活動体制の整備	(1) 緊急輸送道路の確保 (2) 通信手段の確保 (3) 雪上交通手段等の確保 (4) 避難所体制の整備 (5) 積雪期用資機材の整備
3 スキー客等対策の推進	

1 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の雪対策

①道路除排雪体制の強化

ア 市、県道、一般国道（自動車専用道路含む）及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

イ 市、県及び国は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

②積雪寒冷地に適した道路整備

ア 市、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

イ 市、県及び国は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩及び地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

(2) 除排雪施設等の整備

市は、道路の除排雪体制を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を進める。

(3) 雪崩防止対策の推進

市、県及び国は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩予防柵等施設の整備に努める。

(4) 住宅除雪体制の整備

①克雪住宅の普及等

市及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

②要配慮者世帯に対する助成等

市は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

また、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、市は、積雪寒冷地に適した消防水利施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

市、県及び国の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、市は、雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所体制の整備

①集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるため、市は、公民館等の避難所の耐震性を強化するとともに、飲料水や食料及び救助資機材等の整備に努める。

②避難所の寒冷対策

市は、積雪寒冷期の使用を考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

3 スキー客等対策の推進

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフトやロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多数のスキー客等が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、リフト利用者等の安全確保やスキー客等の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時を考慮して体制を整備する。また、市は、スキー客等の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

第3編 災害応急計画

第1章 活動体制計画

第1節 災害対策本部

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

1 災害対策本部の設置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、市がその対策を総合的かつ迅速に行うため、「新庄市災害対策本部条例」、「新庄市災害対策本部運営規程」に基づき、次の基準をもって新庄市災害対策本部を設置し、災害応急対策を推進する。

(1) 設置基準及び廃止基準

設置基準	①震度5弱以上の地震が観測されたとき ②特別警報※発表時 (※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、噴火警報(居住地域)又は噴火警戒レベル4以上) ③大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき ④市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき ②その他本部長(市長)が必要なしと認めたとき

(2) 本部設置場所

- ①災害対策本部は、市役所会議室におく。ただし、市役所が被災した場合には市民プラザ又は被災の少ない市有施設内に設ける。
- ②本部室には、「新庄市災害対策本部」の標識を掲出する。

(3) 設置及び廃止の通知等

- ①災害対策本部を設置したときは、防災危機管理課長は、直ちに以下に挙げる機関、組織等に対し、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間等を電話等により通知又は公表する。

- ア 消防団長
- イ 最上広域消防本部消防長
- ウ 知事(県防災危機管理課)
- エ 新庄警察署長
- オ 新庄市防災会議委員
- カ 隣接市町村長

キ 報道機関

②本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

2 本部の構成

役割	担当職
本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長の職務代理	教育長
本部員	教育長、新庄市課設置条例に規定する課におく長、本部長が指名する課等の長、最上広域消防本部消防長及び消防署長、消防団長

3 本部の運営

①本部に次の部をおく。

部	担当職
総務部	総務課、総合政策課、財政課、税務課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
民生部	市民課、成人福祉課、子育て推進課、健康課
産業部	農林課、商工観光課、農業委員会事務局
建設部	環境エネルギー課、都市整備課、上下水道課
教育部	教育総務課、学校教育課、社会教育課
広域消防部	最上広域消防本部消防長

②各部に部長を置き、部長は、本部長の指名する者をもつて充てる。

③部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

④各部に副本部長を置き、副本部長は、部長の指名する者をもつて充てる。副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

⑤各部の事務分掌は、新庄市災害対策本部運営規程別表2のとおりとする。

4 現地災害対策本部

①本部長は、必要に応じて被災地に現地災害対策本部を設置することができる。

②現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長が定める。

5 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

6 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市、県及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を踏まえた改定等を行うものとする。

特に市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

7 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市及び県、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

8 複合災害への対応

- (1) 市及び県、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要因の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 市及び県、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市及び県、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

◆資料◆

- 1 新庄市災害対策本部条例
- 2 新庄市災害対策本部運営規程
- 3 職員配置基準 動員計画

第2節 職員の動員配備体制

1 職員の配備基準

災害時における市職員の配備は、新庄市職員の配備基準（新庄市災害対策本部運営規程別表3）による。

2 指定職員の報告

所属長は、毎年の定期人事異動後、前項の配備基準に基づき配備を指定した職員（以下「指定職員」という。）を防災危機管理課長に報告する。また、定期人事異動以外に異動があった場合も同様とする。

3 配備の伝達

（1）勤務時間内

①勤務時間内に気象警報・災害情報等が伝達された場合、防災危機管理課長補佐（防災担当）は、防災危機管理課長に報告するとともにその指示を受け「新庄市職員の配備基準」に基づき庁内放送又は電話等により関係各課長に配備の伝達を行う。

②伝達を受けた課長は、災害情報の程度に応じ、指定職員を配備する。

（2）勤務時間外（夜間・休日）

①防災危機管理課長補佐（防災担当）は、県及び防災関係機関からの気象警報の通知、又はその他の通知により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、防災危機管理課長に報告する。課長の指示に基づき、総務課課内連絡員に配備の伝達を行うとともに、防災危機管理課職員を配備する。

②総務課の課内連絡員は、該当する課の課内連絡員及び課長並びに総務課指定職員に伝達する。

③各課の課内連絡員は、各課の連絡網により課長及び指定職員に伝達する。

④伝達を受けた課長及び指定職員は、作業に適する服装・照明器具等を携帯し直ちに参集し、所要の配備体制につく。

⑤防災危機管理課長は、職員の配備を行ったときは、市長、副市長、教育長及び総務課長に報告する。

4 参集場所

①参集場所は、原則として勤務場所とする。

②勤務場所に参集できない場合は、市指定の避難地等に参集する。それも困難な場合は、地域において、情報収集や住民と協力して応急活動にあたる。

5 参集の免除

下記の場合は、参集を免除するが、可能な限りの手段を用いて所属先に連絡する。

- ①入院及び療養、又はこれに準じる理由による場合
- ②自宅及び本人・家族の重大な被災
- ③近隣での緊急を要する被災者の救出活動に従事している場合
- ④地元消防団として活動している場合
- ⑤道路崩壊等による通行不能で、地域において応急活動を行っている場合

6 職員の自主参集基準

職員は、次の基準により市役所又は最寄りの市の施設へ自主参集する。

- ①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ②地震や大火・風水害等の災害が発生し、周囲の状況等から被害甚大であると判断され、電話等の通信手段が途絶状態にあるとき

◆資料◆

- 1 新庄市災害対策本部運営規程

第3節 広域応援・受援計画

方針

市は、被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行う。

主な実施機関

新庄市総務課、防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 広域応援・受援体制	(1) 県に対する要請 (2) 市町村に対する要請 (3) 指定地方行政機関等に対する要請 (4) 民間団体に対する要請 (5) 自衛隊への要請
2 応援協力	

1 広域応援・受援体制

(1) 県に対する要請

①市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

【連絡先及び方法】

県担当課（防災危機管理課）に対し、口頭（防災行政無線、電話等）又は文書により連絡し、口頭の場合は、事後速やかに文書を送付する。

②市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関からの人員、車両、資機材及び物資等のあっせんを要請する。

③市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

また、災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、市の職員のみでは要員が不足する場合は、市長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの応援を求める旨を県に要請する。（対口支援）

③市長は、応援職員等の受入れに当たり、執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 市町村県に対する要請

①市長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

②市長は、応援職員等の受入れに当たり、執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

①市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

②指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、市長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。又、協力の要請がスムーズにいくよう、協定の締結を推進する。

(5) 自衛隊への要請

①市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

②市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) その他

①市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

②市は、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行うよう努める。

2 応援協力

- ①市は、県内外他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- ②市は、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- ③市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
- ④市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たり、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。

◆資料◆

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県広域消防相互応援協定運用について
- 3 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- 5 災害時における新庄市、高萩市及び角館町相互応援協定
- 6 災害時における友好自治体相互応援協定書
- 7 新庄市・酒田市・湯沢市及び由利本荘市における災害援助協定
- 8 災害時における新庄市と山形県生活協同組合連合会との応急生活物資供給等の協力に関する協定
- 9 災害時における新庄市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定
- 10 災害救助に関する新庄市長と新庄市最上郡医師会との協定
- 11 水道施設の災害に伴う応援協定

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

方針

大規模な災害が発生し、市だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難である時は、知事に対して又は自衛隊に対して災害派遣活動を要請する。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、山形県、陸上自衛隊第6師団

計画の体系

項目	概要
1 自衛隊の災害派遣基準等	
2 自衛隊災害派遣による救助活動の区分	(1) 救援活動 (2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容
3 自衛隊災害派遣要請の手続き	(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼 (2) 市長の自衛隊に対する緊急通知
4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備	(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除 (2) 作業計画及び資機材の準備 (3) 受入施設等の確保
5 救援活動経費の負担	
6 派遣要請先及び連絡窓口	

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

①公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

②緊急性の原則

差し迫った必要があること。

③非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

①市長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）へ防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行う。また、口頭、防災行政無線又は電話で依頼した場合は、事後速やかに、ファクシミリで関係文書を送付する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

②市長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び災害の状況等を自衛隊に通知することができる。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

①市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

②市長は①の通知を行ったときは、事後速やかにその旨を知事に通知する。

4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

①作業箇所及び作業内容

②作業の優先順位

③作業実施に必要な図面の確保

④作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

⑤派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

市長及び知事は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設を確保する。

①事務室

②ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）・小型機(OH-6)：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地・中型機(UH-1)：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合は30m）以上の空地・大型機(CH-47)：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

③駐車場（車1台の基準は3m×8m）

④幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

5 救援活動経費の負担

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

①派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水料及び電話料

④派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

⑤その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市長と自衛隊が協議する。

6 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣担当窓口	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線5075 FAX 0237-48-1151 内線5754
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電話 04-2953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) FAX 04-2953-6131 内線2269

◆資料◆

- 1 自衛隊災害派遣要請事務手続系統図

第2章 情報収集伝達計画

第1節 通信計画

方針

大規模地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動が、迅速かつ的確にできるように、被災時における有効な通信手段の確保及び効果的な運用に努める。

主な実施機関

新庄市総合政策課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方気象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項目	概要
1 通信計画	(1) 市防災通信施設の機能確認 (2) 電気通信事業者の設備の利用 (3) 他機関の通信施設の利用 (4) 非常通信の利用 (5) 使者派遣による連絡 (6) 通信機器の応急調達 (7) アマチュア無線の活用
2 報告・通報システムの確保	

1 通信計画

(1) 市防災通信施設の機能確認

①災害発生後、直ちに市防災行政無線による通信施設の疎通状況を確認する。

使用可能な場合には、電気通信事業者の施設が利用可能か確認し、他の通信手段の確保にも努め通信手段の拡大を図る。使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び水防道路用無線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

②市は、災害発生時に情報の収集・伝達を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じて通信統制を行う。

ア 回線統制・・・全回線、又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制・・・任意の話し中回線に緊急割込通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

①災害時優先電話の使用

災害発生時には、電話回線の混雑等により通信障害が予想されるため、市は、あらかじめ東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

②衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、衛星携帯電話等を活用する。

③電子メール等の活用

災害発生時には加入電話での通話ができないことが予想されることから、電子メール等での通信網を整備し、活用を図る。

(3) 他機関の通信施設の利用

①市は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、県、東日本電信電話株式会社山形支店、新庄警察署、最上広域消防本部、新庄河川事務所、東日本旅客鉄道株式会社、又は東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターの所有する通信設備の利用を要請する。(電気通信事業法第8条、法第57条、消防組織法第23条災害救助法第28条)

②災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(4) 非常通信の利用

①市は、災害等の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

②市は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

(5) 使者派遣による連絡

全ての通信が途絶した場合は、使者を派遣し情報伝達を行う。

(6) 通信機器の応急調達

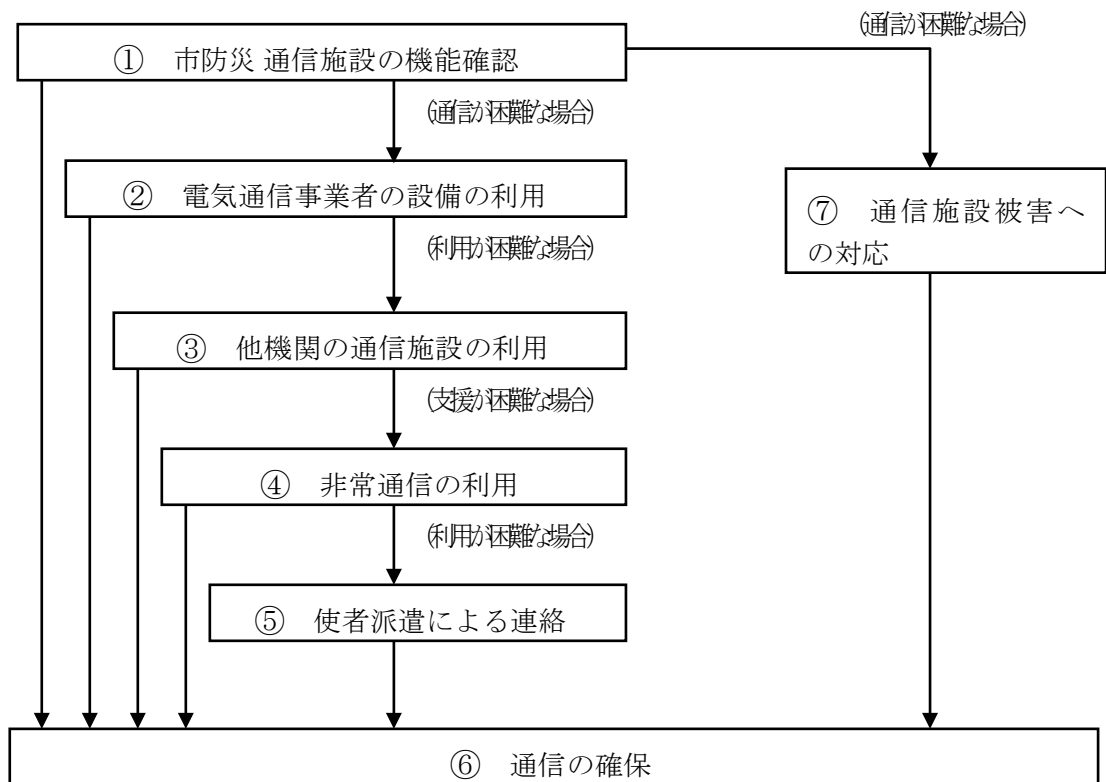
①市は、市防災無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、被害を受けた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

②市は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信用の貸与等を依頼し、通信機器の応急調達に努める。

(7) アマチュア無線の活用

市は、アマチュア無線家の協力を得て、ボランティアにより、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等、被災地及び避難所における身近な連絡手段として、アマチュア無線を有効に活用する。その際、アマチュア無線家がボランティアであることに配慮する。

<通信計画フロー>



2 報告・通報システムの確保

①市は、災害に備え、災害情報の報告・通信に使用する指定電話を定め窓口の統一を図り、災害時には、指定電話の利用を制限し通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

②災害発生時には、前記(1)～(7)までの措置を講じ、その段階において利用可能な通信手段を確保するとともに、その拡大を図る。

第2節 災害情報伝達計画

方針

大規模地震による被害を最小限にとどめ、また、的確な避難指示等が行えるよう、防災関係機関との有機的連携のもとに災害に関する情報を的確に伝達し、その周知徹底を図る。

また、伝達に際しては、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がける。

主な実施機関

新庄市総合政策課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方气象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項目	概要
1 気象注意報・警報等の伝達	(1) 一般の利用及び水防活動の利用に適合する注意報・警報等の伝達 (2) 水防活動用注意報・警報等の伝達
2 火災気象通報及び火災警報	(1) 火災気象通報の伝達 (2) 火災警報の伝達
3 配備基準に満たない場合の措置	(1) 情報収集の実施 (2) 応急対策の実施
4 異常現象の通報	(1) 対象となる異常現象・気象 (2) 通報の方法

1 気象注意報・警報等の伝達

(1) 一般の利用及び水防活動の利用に適合する注意報・警報等の伝達

市、山形地方气象台、県及び防災関係機関は、資料編「気象注意報・警報等伝達系統図」により伝達を行う。

①山形地方气象台

山形地方气象台は、気象警報等を発表し、切替え又は解除した時は、緊急防災情報ネットワークにより関係機関へ速やかに伝達する。

②県（防災危機管理課）

県は伝達された気象警報等を、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部及び関係機関に伝達する。

③市及び最上広域消防本部

市及び最上広域消防本部は、伝達された気象警報等を、巡回広報車等により速やかに市民に周知する。

④報道機関

報道機関は、伝達された気象警報等を、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕等により放送し、公衆に周知する。

⑤その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された気象警報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

(2) 水防活動用注意報・警報等の伝達

①東北地方整備局、最上総合支庁及び山形地方気象台

東北地方整備局の各河川国道事務所・河川事務所、最上総合支庁及び山形地方気象台は、水防活動用注意報・警報等を発表し、切替え又は解除したときは、国土交通省多重無線回線、県防災行政無線、緊急防災情報ネットワークにより関係機関へ速やかに伝達する。

②県河川課

県河川課は、伝達された警報等を、県防災行政無線により速やかに水防管理団体及び関係機関へ伝達する。

2 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報の伝達

①山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる条件を満たした場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

②県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線・巡回広報車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

3 配備基準に満たない場合の措置

(1) 情報収集の実施

市は、災害対策警戒班の設置基準に満たない地震や注意報であっても、自衛措置として、防災危機管理課が、気象情報、河川の水位情報、被害情報等の収集を行う。

(2) 応急対策の実施

市は、収集した情報の中で応急対策の必要がある情報は、担当課連絡員に伝達して応急対策にあたらせる。

4 異常現象の通報

(1) 対象となる異常現象・気象

①異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

②地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感じるような地震

(2) 通報の方法

①災害発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

②通報を受けた警察官は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

③市長又は市長からその委任を受けた市の職員は、状況に応じて災害対策基本法第65条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

④通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

ア 知事（最上総合支庁）

イ 新庄警察署及びその他の防災関係機関

ウ 山形地方気象台

エ 近隣市町村

⑤市長は、④による通報と同時に市民に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

第3節 災害情報収集計画

方針

大規模地震が発生した場合、被害情報の収集は、応急対策及び復旧の基礎となるため、迅速かつ的確に行う。

また、大地震のような同時多発型の災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することは不可能となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資機材の調達等、さまざまな応急対策の実施を県、国、その他関係機関に要請していく必要があることから、市は、人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、市管理の庁舎、公の施設、福祉施設・児童福祉施設、土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害を把握した場合には、県災害対策本部へ直接情報提供を行う。なお、通信途断等により県（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

主な実施機関

新庄市総合政策課、税務課、農林課、都市整備課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方气象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項目	概要
1 災害情報収集体制の確立	
2 災害発生直後の情報収集・伝達	
3 災害応急対策活動実施時の情報収集	
4 被害調査要領	
5 被害状況等の報告	(1) 報告すべき事項 (2) 報告の種類及び期日 (3) 報告の方法 (4) 報告の要領

1 災害情報収集体制の確立

- ①災害が発生したときは、「新庄市職員の配備基準」に基づき、速やかに所要の配備体制をとるとともに、各対策部が担当分野の情報収集を行い、総務部において集約する。
- ②市は、最上広域消防本部と連携し、自主防災組織等の協力を得て、市内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。
- ③災害発生が勤務時間外の場合、市職員は周辺の状況を確認し、電話、電子メール等により被害状況を災害対策本部に報告する。また、参集途上で確認した情報は、課内連絡員を通して報告する。

2 災害発生直後の情報収集・伝達

- ①市は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。
- ②市は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、最上広域消防本部への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県（防災危機管理課）又は消防庁に報告する。

3 災害応急対策活動実施時の情報収集

- ①応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等については、最上総合支庁を通じて県（防災危機管理課）に報告する。
- ②避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、避難者の数や状況、必要な食糧及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

4 被害調査要領

被害調査は、次の要領により行う。

- ①災害発生初期には、全庁を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- ②現地調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の応援を求めて実施する。
- ③被害調査にあたっては、県計画における被害判定基準の定めるところにより被害認定を行う。
- ④被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

⑤状況の把握、被害調査については、新庄警察署、県機関及び他の関係機関と密接な連絡のもとに行う。

5 被害状況等の報告

災害発生の経過に応じて、県（防災危機管理課）に状況を報告するとともに、関係機関に対しても通報する。

(1) 報告すべき事項

- ①災害の原因
- ②災害が発生した日時
- ③災害が発生した場所又は地域
- ④被害の程度
- ⑤災害に対してとられた措置
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置の状況
 - ウ その他必要事項
- ⑥災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦その他必要な事項

(2) 報告の種類及び期日

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、災害情報、災害速報、災害中間報告、災害確定報告及び災害年報の5段階に区分し、山形県災害報告取扱要領に定める様式に基づいて報告する。

(3) 報告の方法

報告は原則として、県防災行政無線電話、防災情報システムで報告する。災害確定報告は、必ず文書で報告する。

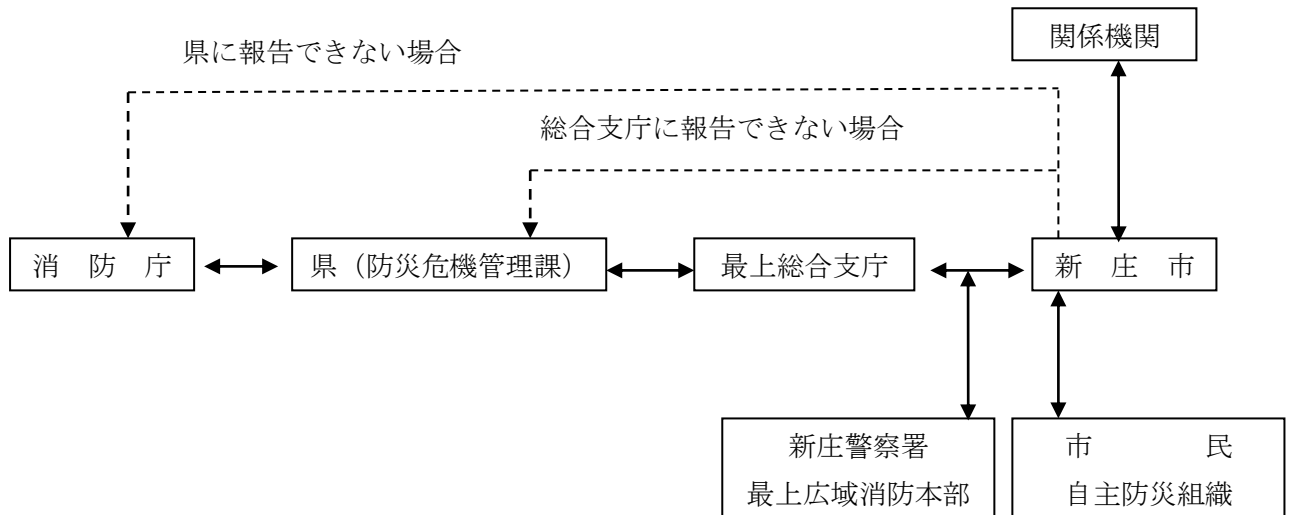
(4) 報告の要領

報告する被害は、山形県災害報告取扱要領に従い報告する。

報告の種類	様式	提出期限	摘要
災害速報	第1号	即時	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生したが被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号 ～第13号	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	災害が発生したとき

災害中間報告	第 14 号	危機管理課が指示するとき 以降順次	
災害確定報告		応急対策を終了した後 10 日以内	
災害年報	第 15 号	2 月 15 日	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 1 月 31 日現在で明らかになったもの

災害情報の報告系統図



◆資料◆

- 1 最上川中流・鮭川洪水予報の種類及び発表基準
- 2 火災警報発令基準
- 3 気象予警報等の種類及び発表基準
- 4 山形県災害報告取扱要領

第4節 広報計画

方針

大規模地震が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するため、市は、県及び報道機関等と協力して広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広聴活動を展開する。

主な実施機関

新庄市総務課、総合政策課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 基本方針	(1) 広報活動の目的 (2) 広報活動の対象者 (3) 広聴活動の展開
2 各機関の役割	(1) 市 (2) 県 (3) ライフライン関係機関 (4) 公共交通機関 (5) 警察 (6) その他の行政機関
3 放送機関に対する放送要請	
4 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者への情報伝達 (2) 市民への的確な情報伝達
5 地震発生後の各段階における広報	(1) 災害発生直後の広報事項（地震発生後概ね3～4時間以内） (2) 災害応急対策初動期の広報事項（地震発生後概ね2日以内） (3) 災害応急対策本格稼働期の広報事項（地震発生後概ね3日目以降） (4) 復旧対策期の広報事項
6 安否情報の提供	
7 広報活動にあたっての留意点	

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

市民及び市内滞在者等

(3) 広聴活動の展開

市は、被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

- ①被災住民、自主防災組織等の相談に応じる窓口を総務班に開設する。
- ②避難所に住民相談所を設け、相談・要望等を聴取し、早期解決に努める。
- ③避難所に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。

2 各機関の役割

(1) 市

①目的

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

②手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 自治会・町内会、消防団等を通じた情報伝達
- ウ 住民相談所の開設
- エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ インターネットの活用

③項目

- ア 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- イ 給水、炊き出し及び物資配給に関する情報
- ウ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- エ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

①目的

主に被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

②手段

- ア 報道機関への報道依頼
 - (ア) 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

(イ) 情報提供及び取材対応

- a 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。
- b 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況により必要な都度提供する。

イ 「災害対策基本法第 57 条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請

ウ 総合的相談窓口の開設

エ 緊急速報メール及びインターネットの活用（県ホームページ、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）等）

オ 県政広報番組等の活用

③項目

ア 地震・津波情報

イ 安否情報

ウ 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況

エ 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報

オ その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

①役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

②手段

ア 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示

イ 利用者相談窓口の開設

ウ 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

エ インターネットの活用

③項目

ア 被災区域及び被害状況

イ 設備が使用可能な場合は、使用上の注意

ウ 復旧の状況及び見込み

エ 公共交通機関

(4) 公共交通機関

①目的

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

②手段

- ア 乗降場での印刷物の掲示
- イ 場内、車内及び船内等での放送
- ウ 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- エ インターネットの活用

③項目

- ア 不通区間及び運行状況
- イ 復旧の状況及び見込み

(5) 警察

①目的

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

②手段

- ア 警察車両の拡声装置
- イ 警察施設の掲示板
- ウ 広報紙
- エ ファックスネットワーク
- オ ラジオ
- カ インターネットの活用（県警察ホームページ、SNS等）

③項目

- ア 避難等の措置
- イ 危険物の安全管理
- ウ 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）

(6) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

3 放送機関に対する放送要請

①市は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。

②県との通信が途絶している等の特別な事情がある場合には、放送機関に対し直接要請を行う。

③放送要請は、災害対策本部長（市長）が決定する。本部長不在の場合は、副本部長が決定する。

④放送の要請に関する手続きを円滑にするため、総務課長を放送連絡責任者とする。

⑤要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

放送機関名	住所	電話	FAX
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161（夜間電話）	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-647-2821	023-644-2496
テレビユー山形（TUY）	山形市白山 1-11-33	023-634-8114	023-634-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
新庄コミュニティ放送株式会社（あすラジ）	新庄市本町 5-3	0233-23-0008	0233-25-8383

4 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。市及び県は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 市民への的確な情報伝達

市及び県は、市民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

5 地震発生後の各段階における広報

(1) 災害発生直後の広報事項（地震発生後概ね3～4時間以内）

- ア 災害の発生時刻
- イ 災害の発生場所
- ウ 被害状況等

(2) 災害応急対策初動期の広報事項（地震発生後概ね2日以内）

①市の広報事項

- ア 安否情報
- イ 市民に対する避難指示等
- ウ 給水、炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況

②県の広報活動

- ア 安否情報
- イ 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況
- ウ 公共土木施設、農業土木施設の被害状況
- エ 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受入れの可否の情報
- オ 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
- カ 各種相談窓口に関する情報

③県警察の広報事項

- ア 災害情報
- イ 生活関連情報
- ウ 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）

④ライフライン関係機関

- ア 被災による使用不能状況
- イ 使用可能な設備については、使用上の注意

⑤公共交通機関

- ア 不通区間及び運休状況
- イ 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼働期の広報事項（地震発生後概ね3日目以降）

①市の広報事項

- ア 消毒・衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 被害認定・り災証明書の発行
- エ 応急仮設住宅への入居に関する情報

②県の広報事項

- ア 概算被害額
- イ 公共土木施設等の復旧状況及び見込み

- ウ 医薬品、生活必需品等の供給見込み
- エ 救援物資、ボランティアの受入れに関する情報

③ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

- ア 復旧見込み
- イ 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期の広報事項

①市の広報事項

- ア 災証明書の発行
- イ 生活再建資金の貸付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

②県の広報事項

広域的な復興計画

6 安否情報の提供

- ①市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、必要に応じて安否情報として提供する。
- ②行方不明者等の安否情報については、必要に応じて報道機関の協力を得て広報する。

7 広報活動にあたっての留意点

- ①市は、避難所において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置の措置を講ずる。
- ②市及び県は、外国人の被災者のために関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努める。
- ③市及び県は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

第3章 避難計画

方針

大規模地震後さらに続いて起こる余震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、市民等の自主的な避難並びに市及び防災関係機関相互の連携を強化し、迅速かつ円滑な避難活動に努める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 住民等の自主的な避難	(1) 自主的避難の開始 (2) 市の支援措置
2 避難指示等に基づく避難	(1) 危険の覚知及び情報収集 (2) 避難実施の決定と必要な措置 (3) 避難の広報 (4) 避難誘導 (5) 避難者の確認 (6) 避難路の安全確保
3 警戒区域	(1) 警戒区域設定の権限 (2) 設定と周知 (3) 避難所への受入
4 帰宅困難者等に対する避難情報等の提供	(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供 (2) 外国人、旅行者等の土地不案内者に対する避難情報等の提供

1 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等が自主的避難を開始した場合は、直ちに被災地あるいは危険が切迫している地域に職員を派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設開放等の措置を行う。

2 避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

①市、県及び防災関係機関は、区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

②余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施する。

③土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に通知するとともに、一般に周知する。市は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

①避難指示等の実施者

避難指示は、原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。

また、必要に応じて新庄警察署長及び最上広域消防本部消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。

<避難の指示等の基準>

区分	実施責任者	措置	実施の基準
			指示等を実施した場合の通知等
高齢者	市長	高齢者等避難指示	・災害が発生する恐れがあり、要配慮者が避難

等避難 (警戒 レベル 3)			行動を開始する必要があると認める場合
避難指 示 (警戒 レベル 4)	市長	立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合 で、特に必要があると認める場合
			・避難の必要がなくなったときは、避難住民に 対し、直ちにその旨を公示
			(報告) 市長——知事
	知事	立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うこと ができないと認める場合
・避難の必要がなくなったときは、避難住民に 対し、直ちにその旨を公示			
避難の 指示	警察官	立退き及び立退き 先の指示	・市長が立退きの指示を行うことができないと 認める場合、又は市長から要求があった場合
			(通知) (報告) 警察官——市長——知事
		避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を 発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそ れがある者に対し必要な限度で避難等の措置
			(報告) 警察官——公安委員会
災害派遣 を命ぜら れた部隊 等の自衛 官	避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務 執行法第4条」による避難等の措置	
		(報告) 自衛官——防衛大臣の指定する者	
緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	市長	命を守るための最 善の行動をとるよ う呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとして いる場合に、避難のための立退きにより、かえ って人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市が災害発生を確実に把握できるものでは

			ないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
			(報告) 市長——知事

②住民等への伝達及び避難の実施

ア 高齢者等避難の内容

- (ア)警戒レベル
- (イ)要避難準備対象地域
- (ウ)避難準備理由
- (エ)避難先
- (オ)避難経路
- (カ)避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

- (ア)警戒レベル
- (イ)要避難対象地域
- (ウ)避難理由
- (エ)避難先
- (オ)避難経路
- (カ)避難時の注意事項等

ウ 緊急安全確保の内容

- (ア)警戒レベル
- (イ)災害発生区域
- (ウ)災害概要
- (エ)命を守るための最善の行動をとること

(3) 避難の広報

- ①市民への伝達は、関係機関の協力を得て、サイレン、警鐘、消防車、広報車、防災行政無線、緊急速報メール等、市職員による徒歩連呼、戸別訪問、テレビ、ラジオなどの放送機関に対する放送要請その他により、市民に対して迅速に周知できるようあらゆる手段を講じる。避難の必要がなくなったときも同様とする。
- ②高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者への伝達にあたっては、避難支援者、消防団、自主防災組織、防災ボランティア等を通じて確実に行う。
- ③避難指示を発令した場合には、防災関係機関及び近隣市町村へ連絡する。特に、河川の増水による場合は流域の市町村にも影響することから、速やかに行う。

(4) 避難誘導

- ①避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ②市及び消防団による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
- ③市は、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- ④避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

(5) 避難者の確認

- ①避難指示等を発した地域においては、避難終了後速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立退きが遅れた者がいる場合は救出する。
- ②避難指示等に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

(6) 避難路の安全確保

市長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

3 警戒区域

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。ただし、知事は、市長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員	法第 63 条第 1 項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。
	警察官	法第 63 条第 2 項	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現

			場にはいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	法第 63 条第 3 項	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいない場合に限る。
火災	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条	火災の現場における消防警戒区域の設定
	警察官	消防法第 28 条	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。
水災	水防団長・水防団員	水防法第 21 条	
	消防吏員・消防団員	水防法第 21 条	
	警察官	水防法第 21 条	水防団長、水防団員、消防吏員若しくは消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水災以外	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条	
	警察官	消防法第 28 条	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないときに限る。

(2) 設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展開等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛隊が、市長に代わって警戒区域の設定を行なった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

市長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

4 帰宅困難者等に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行・復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等の土地不案内者に対する避難情報等の提供

市、県及び公共機関は地理に不案内でかつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者・出張者に対し多様な言語及び手段・経路を通じて、避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行・復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

◆資料◆

1 避難地等一覧

第4章 避難所運営計画

方針

大規模地震が発生した場合に、速やかに避難所を開設し、的確かつ円滑な運営に努める。

主な実施機関

新庄市市民課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、新庄市社会福祉協議会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、東日本電信電話株式会社山形支店、自主防災組織、新庄市防災士連絡会

計画の体系

項目	概要
1 避難所への受入れと必要な措置	(1) 避難所の開設 (2) 開設初期に必要な措置 (3) 開設に関する周知及び報告
2 避難所の運営管理	(1) 運営管理体制の確立 (2) 情報伝達 (3) 物資・サービス等の提供
3 避難後の状況の変化に応じた措置	(1) 避難者が増え続ける場合 (2) 更に危険が迫った場合 (3) 危険が去った場合 (4) 避難が長期化する場合
4 避難所運営に係る留意事項	(1) 市の取るべき措置 (2) 避難者の心得

1 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

①災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

- ②避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ③指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。
- ④特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ⑤指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ⑥指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑦災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。また、災害の状況に応じ、民間施設等の借上げによる多様な避難所等の確保を図る。

（2）開設初期に必要な措置

①避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握する。

また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

②避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織、防災士及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくよう努める。特に災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うように努める。

- ア 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることができるもの）
- イ 毛布
- ウ 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸等）
- エ 医薬品
- オ 生理用品
- カ 暖房器具（燃料を含む）、カイロ（冬期の場合）
- キ 簡易トイレ
- ク 飲料水
- ケ 燃料
- コ その他必要な物資

④通信手段の確保

市は、避難所と災害対策本部との通信手段を確保する。

⑤避難所以外で生活している被災者への配慮

市及び県は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、新庄警察署及び最上広域消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ①避難所開設の日時及び場所
- ②開設箇所数及び避難所の名称
- ③避難者数

2 避難所の運営管理

市は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理の協力を依頼する。

(2) 情報伝達

避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話等の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、他の市町村に被災者の受け入れを要請し、又は、県に斡旋を依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び新庄警察署等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。避難者は、避難所から退去する場合、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意事項

(1) 市の取るべき措置

- ①必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
- ②指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、適切に受入れることとする。
- ③被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ④住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。
- ⑤指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じた生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、寒冷期においては、暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア)入浴、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ)炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ)配食にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- (エ)トイレの確保及び衛生管理に十分配慮する。
- (オ)可能な限り、感染症対策に努める。

ウ 避難者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

避難者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

(ア)掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

(イ)食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

(ウ)施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

(エ)医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 避難所運営への女性の参画促進

避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

カ 男女のニーズの違いに対する配慮

男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレの隔離、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

さらに、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ 各機関への協力要請

避難所運営に際し、必要に応じて新庄市最上郡医師会等に協力を要請するとともに、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県栄養士会、及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、寿民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この場合、避

難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

⑥避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

(2) 避難者の心得

避難者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ①運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- ②ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ③その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

第5章 災害時の防犯計画

方針

大規模地震発生時において、公共の安全と社会秩序を維持するため、県及び警察等との緊密な連携のもとに、犯罪の予防及び秩序の維持に努める。

主な実施機関

新庄市総務課、商工観光課、防災危機管理課、環境エネルギー課、最上総合支庁、新庄警察署、新庄市防犯協会

計画の体系

項目	概要
1 関係機関等との連携	
2 流言飛語の防止	
3 防犯対策の推進	(1) 売り惜しみ等の防止 (2) 地域防犯活動の推進

1 関係機関等との連携

市は、県及び新庄警察署と被災情報・警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

2 流言飛語の防止

市は、被災者の不安を解消し流言飛語の発生を防止するため、被害実態、応急対策状況・予定等の正確な情報を住民に提供する。

3 防犯対策の推進

(1) 売り惜しみ等の防止

市は、被災地の混乱に乗じた集団による不法行為並びに生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ暴利販売等について、新庄警察署及び関係機関と協力して、取り締まり・指導に努める。

(2) 地域防犯活動の推進

防犯協会及び地域防犯団体等は、火災及び盗難予防に関し新庄警察署及び関係団体が行う諸活動に協力し、防犯活動にあたる。

第6章 救助・救急計画

方針

市、県及び医療機関、地域住民、自主防災組織等は、大規模地震による被災者に対し、迅速かつ適切に救助・救急活動を行う。

主な実施機関

新庄市健康課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、新庄市最上郡医師会、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 要救助者の通報・搜索	(1) 要救助者の通報 (2) 要救助者の搜索
2 救助体制の確立	(1) 救助隊の編成等 (2) 医療機関の状況の確認 (3) 応援要請
3 救助活動の実施	(1) 緊急通行路の確保 (2) 救助隊の誘導 (3) 救助活動の実施 (4) 惨事ストレス対策の実施 (5) 職員の健康管理
4 負傷者等の搬送	(1) 搬送先 (2) 搬送における留意点

1 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

①被災地の住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、要救助者を発見又は覚知したときは、直ちに最上広域消防本部又は新庄警察署に通報するよう努めなければならない。特に、救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

②市職員及び防災関係機関の職員が、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、最上広域消防本部及び新庄警察署に連絡する。

(2) 要救助者の搜索

最上広域消防本部及び新庄警察署等は、必要に応じ消防団・自主防災組織等の協力を得て地域を分担し、被災地内の要救助者を搜索する。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）と調整する。

2 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

①救助隊は、消防職員、警察官、消防団員及び市職員により編成し、必要に応じて住民及び自主防災組織の協力を要請する。

②最上広域消防本部は、災害の規模、要救助者の数その他の事情に応じて要員を確保する。

③市は、直ちに新庄市最上郡医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合には、県を通して自衛隊による医療救護所の開設を要請する。

(2) 医療機関の状況の確認

①最上広域消防本部は、最寄りの救急病院等と連絡をとり、重傷者等の受入れの可否を確認する。

②県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の情報を最上広域消防本部に連絡する。

(3) 応援要請

市及び県等は、災害の規模が大きく自らの組織力のみで対処できないと判断した場合は、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援要請を行う。

①市長及び最上広域消防本部消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援要請を行う。

②市は、必要と判断した場合は、地元建設業者等に救助活動に協力するよう要請する。

3 救助活動の実施

(1) 緊急通行路の確保

新庄警察署は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があると認めるときは、直ちに交通規制を実施し、緊急通行路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

最上広域消防本部及び新庄警察署は、消防団・自主防災組織等の協力を得ながら、市外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

- ①災害の現場に居合わせ、要救助者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、要救助者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害現場で救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。
- ②自主防災組織は、通行人等とも協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。
- ③消防団員は、器具置場等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。
- ④消防機関、警察及び自衛隊の部隊は、消防団・自主防災組織等の協力を得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。
- ⑤県は、市及び最上広域消防本部等からの要請を受け、又は自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。消防防災航空隊は、最上広域消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(5) 職員の健康管理

災害現場で活動する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

4 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

最上広域消防本部は、救助活動の初期における被災地内の救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※トリアージ：限られた人的物的状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重症度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

最上広域消防本部は、重傷者等を災害拠点病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車

による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県が設置する「ヘリコプター運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

◆資料◆

- 1 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 2 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第7章 消火活動計画

方針

大規模地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、市民、自主防災組織並びに最上広域消防本部及び消防団の全機能をあげて消防活動に取り組む。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 初期消火	(1) 住民等による初期消火 (2) 自主防災組織による初期消火
2 火災防ぎょ活動	(1) 消防団による火災防ぎょ活動 (2) 最上広域消防本部による火災防ぎょ活動
3 広域応援要請	(1) 県内市町村等への応援要請 (2) 県への応援要請

1 初期消火

(1) 住民等による初期消火

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消すなど、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

①消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

②ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、近隣住民の避難誘導及び救助活動に努める。

2 火災防ぎょ活動

(1) 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、最上広域消防本部と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

(2) 最上広域消防本部による火災防ぎょ活動

①火災情報の収集

最上広域消防本部は、消防計画により火災情報の収集にあたる。

②緊急通行路の確保

最上広域消防本部は、新庄警察署及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて新庄警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

③火災防ぎょ活動

ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

イ 火災現場において要救助者がいる場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

ウ 火災建物に人がいるか否かを建物の状況の分かる人等から聴取を行い、火災建物の人命検索を行うとともに、適切な避難誘導を行う。

エ 火災状況に応じた消防水利を、迅速かつ的確に確保するよう努める。

オ 消防吏員は、地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定し、その区域から一定の者以外の者を退去させ又は出入り禁止若しくは制限する。

3 広域応援要請

大規模な災害が発生した場合、市長は次により広域応援を要請する。

(1) 県内市町村等への応援要請

市長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと判断したときは、最上広域消防本部を通して「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 県への応援要請

市長は、(1)による応援をもってしても防ぎよし得ないと判断したときは、他都道府県に対する応援要請を知事に対して求める。

◆資料◆

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県広域消防相互応援協定運用について
- 3 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第8章 医療救護計画

方針

大規模地震による災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、迅速かつ的確な応急医療救護活動を実施する。

主な実施機関

新庄市健康課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項目	概要
1 医療救護所の設置	
2 医療救護活動	(1) 各医療関係施設等における活動 (2) 医薬品・医療資機材等の確保 (3) 負傷者等の搬送 (4) 医療救護班の要請 (5) 医療ボランティアの要請

1 医療救護所の設置

- ①航空機及び鉄道等の多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等が発生した場合に、市は予想される負傷者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、事故現場付近に医療救護所を設置する。
- ②医療救護所を設置した場合は、その旨を市民に周知するとともに、県に報告する。

2 医療救護活動

(1) 各医療関係施設等における活動

①医療救護所

医療救護所は、発災直後に負傷者に対しトリアージを行い、負傷の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤・重症等の負傷者については、その緊急度に応じて後方医療機関に搬送する窓口となる。

②一般医療機関

一般医療機関は、災害発生時において搬送された負傷者に対し治療を実施する。

また、多数の負傷者を伴う災害においては、搬送された負傷者に対して必要によりトリアージを実施し、負傷者の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤負傷者については災害拠点病院への搬送手続きを実施する。

③災害拠点病院（県立新庄病院）

災害拠点病院は、災害医療の中核として圏内の他の医療機関と有機的に連携し、次により負傷者に対する医療を提供する。

ア 災害発生時において、24時間緊急対応し、搬送された重篤負傷者等に救命医療を提供する。

イ 負傷者等の二次医療圏内での受入れの拠点となる。

ウ 重症者等の広域搬送に対応し、搬送の窓口となる。

エ 負傷者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行う。

オ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 医薬品・医療資器材等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

(3) 負傷者等の搬送

①医療機関は、原則として最上広域消防本部に搬送を依頼する。

②市は、最上広域消防本部の救急隊等による負傷者の搬送が円滑に行われるよう努める。

(4) 医療救護班の要請

①市は、医療救護所に必要な医療従事者を、協定に基づき新庄市最上郡医師会に要請するほか、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

②医療救護班は、原則として市が設置する医療救護所で活動する。

(5) 医療ボランティアの要請

①市は、医療ボランティアを必要とする場合は、医療機関等と調整し、県に要請する。

②県は、医療ボランティア等の受入窓口を設置するとともに、ボランティアに対し活動を要請する。

◆資料◆

- 1 災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書
- 2 最上地区医療機関

第9章 遺体対策計画

方針

大規模地震に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する遺体等（被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索、処理及び埋葬を、関係機関と緊密な連携を図り迅速に実施する。

主な実施機関

新庄市総務課、市民課、成人福祉課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項目	概要
1 遺体等の搜索	(1) 搜索活動 (2) 行方不明者届出の受理について
2 遺体の処置等	(1) 遺体の安置 (2) 遺体の検視（検案）・処置等 (3) 身元不明遺体の処理
3 遺体の埋葬	
4 広域応援要請	

1 遺体等の搜索

(1) 搜索活動

市は、新庄警察署及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

(2) 行方不明者届出の受理について

新庄警察署は、行方不明者の届け出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

2 遺体の処置等

(1) 遺体の安置

①市は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び新庄警察署等と連携のうえ、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検

査) 業務を行える体制を整備する。遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

②遺体安置所の設置にあたり、以下の事項を考慮する。

ア 避難所、医療救護所とは別の場所

イ 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所

エ 遺体安置所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

③市は、県及び新庄警察署等と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ市民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検視(検案)・処置等

①警察官は、関係法令等に基づき、遺体の検視を行う。

②市は、新庄市最上郡医師会及び日本赤十字社山形県支部等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

①市は、身元不明の遺体について、新庄警察署その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。

②新庄警察署は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

③遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、市に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し市に漂着したような場合)のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

④遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

3 遺体の埋葬

①災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。

②市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援する。また、死亡者が多数のため、通常の手続きでは遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬許可手続きの簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

③遺体の埋葬を行うものがないとき又は判明しないときは、市が埋葬を行う。

④災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い棺

及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

4 広域応援要請

市は、自らによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、他市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について応援を要請する。

◆資料◆

- 1 火葬場処理施設
- 2 災害時における新庄市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書

第 10 章 交通輸送計画

第 1 節 輸送計画

方針

大規模地震発生時の救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速かつ確実に出来るよう、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、防災関係機関について緊急輸送手段の確保等を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 輸送の緊急度の優先順位	(1) 総括的に優先されるもの (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの
2 緊急輸送手段の確保	(1) 車両の確保 (2) 緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

1 輸送の緊急度の優先順位

災害発生時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ①人命の救助及び安全の確保
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

①初動期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者
- エ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに関連物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要

人員・物資

② 応急対策活動期

- ア 初動期の活動の続行
- イ 食料及び水等避難生活に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに関連物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

③ 復旧活動期

- ア 応急対策活動期の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送手段の確保

(1) 車両の確保

- ① 市は緊急輸送のため、移送人員・物資数量又は緊急度に応じ車両の確保を図る。
- ② 市は、車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達の斡旋を依頼する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集積場所及び日時
 - オ その他必要事項

(2) 緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

- ① 車両による輸送が不可能な場合は、県に対しヘリコプターの運用を要請する。
- ② 指定臨時ヘリポートは、新庄市陸上競技場とする。ただし、使用できない場合には、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

◆資料◆

- 1 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 2 災害対策用臨時ヘリポート指定場所
- 3 新庄市所有車両
- 4 主要自動車運送業者

第2節 交通計画

方針

大規模地震における交通の混乱及び被災した道路による事故等を防止するとともに、災害応急対策に必要な人員、地域内輸送拠点施設等への物資及び資機材の輸送を迅速かつ確実に出来るよう、交通機能の確保を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、東日本旅客鉄道株式会社

計画の体系

項目	概要
1 災害の未然防止	
2 発災直後の被災地の交通路確保	(1) 道路の啓開 (2) 交通規制の実施
3 被災情報の収集・伝達	
4 道路法に基づく緊急措置	
5 緊急輸送道路の啓開	
6 道路施設の応急復旧	
7 鉄道の確保	(1) 施設の規制 (2) 軌道調査通報 (3) 旅客の安全確保と早期復旧

1 災害の未然防止

道路管理者は、災害により被災するおそれがあると判断したときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者等は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する

3 被災情報の収集・伝達

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に直ちに点検を実施し、被災実態を把握するとともに、速やかに県災害対策本部に伝達する。

4 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、道路の緊急点検を実施し、道路の破損等により通行が危険であると認められた場合には、道路法46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

なお、交通規制を実施した場合は、あらかじめ定めた連絡系統により防災関係機関に通報等を行うとともに、地域住民に規制内容を周知する。

5 緊急輸送道路の啓開

道路管理者は、新庄警察署及び最上広域消防本部の協力を得て、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と防災拠点等との間の通行を確保する。

- ①道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- ②通行の障害となる路上放置車両の撤去
- ③仮設橋の架橋

6 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

7 鉄道の確保

(1) 施設の規制

東日本旅客鉄道株式会社は、列車運転に直接支障を及ぼす災害が発生した場合は、直ちに列車の停止及び防護を行う。

(2) 軌道調査通報

東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合は、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、発生の日時、場所、事由、規模等を関係機関に速やかに通報する。

(3) 旅客の安全確保と早期復旧

東日本旅客鉄道株式会社は、災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努め、輸送業務の早期復旧を図る。

◆資料◆

- 1 新庄市橋梁調書
- 2 新庄市トンネル箇所
- 3 新庄市緊急輸送路

第3節 突発重大事故応急計画

方針

航空機の墜落事故、列車転覆事故等、突発的な事故が発生した場合に、乗客や地域住民等を救助するため、速やかに初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策を行う。

主な実施機関

新庄市総務課、健康課、防災危機管理課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項目	概要
1 通報及び伝達	
2 活動体制の確立	(1) 事故対策本部の設置 (2) 現地対策本部及び応急救護所の設置
3 広報	
4 応援の要請	

1 通報及び伝達

事故を発見した者は、最上広域消防本部、新庄警察署等の関係機関に対し速やかに通報する。通報を受けた機関は、他の関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 活動体制の確立

(1) 事故対策本部の設置

市は、事故の状況により事故対策本部を設置する。事故対策本部は、災害対策本部組織を準用し、救急医療、救助、その他応急対策活動を行う。

(2) 現地対策本部及び応急救護所の設置

航空機墜落事故や列車脱線転覆事故の場合、乗客及び住民に多数の死傷者及び火災の発生が予想される。このため、必要に応じて現地対策本部及び応急救護所を設置し、負傷者の救出、救助、延焼拡大防止に全力をあげる。

3 広報

市は、事故に関する正確な情報を収集するとともに、被災者の家族等からの問い合わせや報道機関を通じての広報に対応する。

4 応援の要請

市は、事故の規模が大きく市だけでは対処できない場合は、「第6節広域応援計画」に基づき応援を要請する。

◆資料◆

- 1 航空機の捜索救難に関する協定
- 2 航空機の捜索救難の措置基準

第 1 1 章 各種施設災害応急対策計画

第 1 節 土砂災害防止施設災害応急計画

方針

大規模地震等により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課

計画の体系

項 目	概 要
1 被災状況調査	
2 市民の安全確保	
3 被害拡大防止措置	(1) 二次災害の予防 (2) 施設の応急措置
4 応急復旧	

1 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、必要に応じて、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

2 市民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立ち入りを禁止し、防災関係機関等と連携し、警戒避難体制をとるなど必要な措置を実施する。

3 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

新たな災害の発生に備え、その管理する施設又は土地について、要員による巡回・監視を継続するとともに、二次災害のおそれがある場合は、防災関係機関と連携し、速やかに必要な応急対策を実施する。

①危険個所の応急対策

地震動により地盤が緩んだ場合は、市民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、雨によるがけ崩れや地すべり等が発生しやすくなっているため、気象情報に注意して応急対策を進める。

②監視の継続

市は、県と連携して災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかける。また、避難場所・避難経路の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

①治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

②地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。また、亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

③急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤土砂災害警戒区域等

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

⑥規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に入り込むことができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2節 農地・農業用施設災害応急計画

方針

大規模地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、市、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策に努める。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項目	概要
1 施設の緊急点検	
2 被害状況の把握	
3 応急対策	

1 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、市、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

2 被害状況の把握

市は、土地改良区等と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

3 応急対策

施設管理者は、関係機関と連携し、農地・農業施設等の機能を確保するため、復旧資機材を確保して、応急対策を実施する。また、市は、農地・農業用施設の被害の状

況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第3節 電力供給施設災害応急計画

方針

大規模地震発生時における電気供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター、新庄市防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 活動体制の確立	(1) 組織体制の確立 (2) 要員の確保 (3) 自衛隊の派遣要請
2 被災状況の把握及び広報	(1) 被災情報の収集、連絡 (2) 広報活動
3 応急対策	(1) 復旧資材の確保 (2) 危険予防措置 (3) 電力の広域融通 (4) 応急工事
4 復旧対策	(1) 復旧計画の策定 (2) 復旧順位の設定

1 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

- ①災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

②震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

③対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関に連絡する。また、必要に応じて、市又は県の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオ・新聞等の媒体により広報活動を行う。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

①災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 災害対策組織相互の融通

ウ 他電力会社からの融通

②災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

③災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、市又は県の災害対策本部に依頼して迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想さ

れ、市、県、新庄警察署及び最上広域消防本部等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

4 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備は被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

- ①復旧応援要員の必要の有無
- ②復旧要員の配置状況
- ③復旧資材の調達
- ④復旧作業の日程
- ⑤仮復旧の完了見込み
- ⑥宿泊施設、食料等の手配
- ⑦その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

第4節 都市ガス供給施設災害応急計画

方針

大規模地震発生時における都市ガス供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄都市ガス株式会社、新庄市防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 都市ガス等供給施設における災害応急計画	(1) 活動体制の確立 (2) 被災状況の把握及び広報 (3) 緊急措置 (4) 復旧対策
2 液化石油ガス施設の応急対策	(1) 被災状況の把握 (2) 利用者への広報 (3) 緊急措置 (4) 応援要請

1 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

新庄都市ガス株式会社は、災害により被害の発生が予想される場合は災害対策本部を設置し、要員を確保し被害状況等の情報収集を行う。

また、緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

①被災状況の調査

速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握するとともに、ガス漏えい通報を受付け、適切に整理する。

②広報活動

災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて最上広域消防本部、新庄警察署、県及び市への連絡と広報活動への協力を依頼する。また、ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見通し等について適切な広報活動を行う。

なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

被災状況の調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象ブロックを定めてガスの供給を停止する。また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

①復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

②復旧措置

需要家を戸別に巡回し、ガス栓の閉栓を行う。ガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

③代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、社会的優先度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

2 液化石油ガス施設の応急対策

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス取扱事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏えい探知器等による調査・点検を行い、被災状況の把握に努めるとともに、山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、新庄警察署及び最上広域消防本部へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大

するおそれがある場合は、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置

事業者は、被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。

◆資料◆

- 1 危険物貯蔵施設取扱業者
- 2 液化石油ガス第一種製造事業所
- 3 一般高圧ガス第一種製造事業所
- 4 第二種製造事業所（30m³/日以上）
- 5 第二種製造事業所（30m³/日未満）
- 6 第一種貯蔵所
- 7 第二種貯蔵所
- 8 特定高圧ガス消費事業所
- 9 新庄市指定給水装置工事事業者

第5節 電気通信施設災害応急計画

方針

大規模地震発生時における電気通信施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

電気通信事業者、新庄市防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 応急対策	(1) 組織体制の確立 (2) 要員の確保 (3) 被災状況の把握 (4) 災害時広報活動 (5) 災害対策用機器等の配備 (6) 災害対策用資機材等の確保
2 復旧計画	(1) 応急復旧工事 (2) 復旧の順位 (3) 本復旧工事

1 応急対策

(1) 組織体制の確立

電気通信事業者は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたりとともに、市及び県の災害対策本部との連絡体制を確立する。

(2) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ① 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- ② 関連会社等による応援
- ③ 工事請負会社の応援

(3) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(4) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(5) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ①非常用衛星通信装置
- ②非常用無線通信装置
- ③非常用電源装置
- ④応急ケーブル
- ⑤その他応急復旧用諸装置

(6) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第6節 下水道施設等災害応急計画

方針

大規模地震発生時における下水道施設等について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄市上下水道課、防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 活動体制の確立	
2 被災状況の把握及び広報	(1) 段階ごとの被災調査 (2) 利用者への広報
3 応急対策	
4 復旧対策	

1 活動体制の確立

市は、災害の状況に応じて、県や最上圏域下水道共同管理協議会、(社)山形県建設業協会に協力を要請して活動体制の確立を図る。

2 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

市は、被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

①第1段階(緊急点検・緊急調査)

処理施設及びマンホールポンプ施設について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道及び農業集落排水本来の機能よりも道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

②第2段階(応急調査)

処理施設及びマンホールポンプ施設については施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道及び農業集落排水の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び通水試験を行う。

（2）利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しを、できるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

下水道施設及び農業集落排水施設の汚水排除機能が停止したり、処理施設の処理機能が低下することにより復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。

また、利用者が下水道施設及び農業集落排水施設の異常を発見した場合は、市へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

3 応急対策

被災状況の調査結果をもとに、下水道施設及び農業集落排水施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排水機能を確保することを目的に行う。

処理施設については、固形塩素剤による応急の消毒措置及び可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の応急復旧を行う。管渠及びマンホールポンプ施設については、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

4 復旧対策

処理施設の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、マンホールポンプを含む管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する。

しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

第7節 危険物等施設災害応急計画

方針

危険物等施設の管理者は、危険物等施設において事故が発生した場合又は大規模地震により危険物等施設が被災した場合に被害を軽減するため、防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、上下水道課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、危険物施設管理者、高圧ガス取扱業者

計画の体系

項目	概要
1 共通の災害応急対策	(1) 関係機関への通報等 (2) 市民への広報 (3) 自主防災活動の実施 (4) 危険物等施設の応急措置
2 個別の災害応急対策	(1) 火薬類 (2) 高圧ガス
3 危険物等流出応急対策	

1 共通の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合は、最上広域消防本部、新庄警察署、市及び県等関係機関並びに隣接事業所に事故状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 市民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を確保するため、拡声器等を利用し、周辺住民等に迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ、市、県及び報道機関の協力も得て、市民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

①施設所有者

ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置をとる。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて付近の住民に避難の警告を行うとともに、最上広域消防本部及び新庄警察署に連絡する。

②市

ア 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

2 個別の災害応急対策

(1) 火薬類

①販売所等における応急措置

販売事業者は、災害が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立ち入り禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出に余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置をとるとともに、措置の内容について、防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講ずるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告する。

②消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類が存在すると思われる場所を赤旗等で標示するとともに、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。

なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

③運搬中における応急措置

運搬者は、運搬作業中に災害による事故が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。

また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取り扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の支援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

①高圧ガス製造施設及び貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設が危険な状態になったときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。

ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ新庄警察署に連絡して交通規制等の措置を講じる。

②販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。

なお、必要に応じて担当作業員以外の従業員を退避させる。

③一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに認定保安機関に連絡するとともに、必要に応じて最上広域消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

④高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

3 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- ①事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市、最上広域消防本部、新庄警察署及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- ②防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- ③飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道用水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- ④有害物質が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び最上保健所等は、人の健康の保護及び環境保全のため、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策を実施する。

◆資料◆

1 危険物貯蔵施設取扱業者

第 1 2 章 農林業災害応急計画

方針

大規模地震による農作物等の被害、農地・農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産物及び林産施設の被災等が予想されることから、農林業関係団体及び県等との緊密な連携のもとに被害状況の把握及び応急対策に努める。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の把握	
2 二次災害防止措置	(1) 農作物及び農業用施設 (2) 家畜及び家畜飼養施設 (3) 林産物及び林産施設
3 災害応急対策	(1) 農作物及び農業用施設 (2) 家畜及び家畜飼養施設 (3) 林産物及び林産施設

1 被害状況の把握

市及び県は、農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

2 二次災害防止措置

市は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに浸水等による農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震や土砂崩れ等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合や林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガスの漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

3 災害応急対策

(1) 農作物及び農業用施設

市及び県は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ①農作物の病虫害発生予防措置
- ②病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ③応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④農作物の育成段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

市及び県は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ①死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ア 家畜死体の受入れ体制の確保
 - イ 家畜死体の埋却許可
 - ウ 障害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - エ 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - オ 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- ②家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ア 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ③動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- ④家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

市、総合支庁及び森林管理署は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- ①林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置
- ②苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- ③病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- ④応急対策用資機材の円滑な供給
- ⑤林産物の育成段階に対応する生産管理技術指導

第 1 3 章 生活支援計画

第 1 節 食料供給計画

方針

大規模地震により、食料を確保することが困難となった被災者に対して、炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

主な実施機関

新庄市健康課、農林課、防災危機管理課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部、新庄市消防団

計画の体系

項 目	概 要
1 対象者数の把握	
2 調達食料品	
3 調達方法	
4 炊き出し	
5 配分	
6 国によるプッシュ型支援	

1 対象者数の把握

市は、次により食料供給対象者数を確認し、食料供給数量を決定する。

- ①避難所（臨時的に利用されている施設等を含む。）の対象者数は、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。
- ②在宅者の対象者数は、区長、自主防災組織等の協力を得て把握する。
- ③応急対策活動従事者数は、市災害対策部・班の協力を得て把握する。

2 調達食料品

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ①弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・乾麺）、飯缶、乾パン
- ②乳幼児ミルク、牛乳
- ③副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

3 調達方法

原則として、優先供給に関する協定を締結している業者等から調達することにより対応する。市で十分な調達ができない場合は、以下の手順で対応する。

- ①山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。
- ②応援要請する際は、次の事項を明示して行う。
 - ア 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
 - イ 炊出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- ③被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、市は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。
- ④必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

4 炊き出し

市は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ①炊き出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。
- ②大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

5 配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ①各避難所における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ②住民への事前周知等による公平な配分
- ③要配慮者への優先配分
- ④避難所で生活せず食料や水等受け取りに来ている被災者等への配分

6 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合

においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第2節 給水・上水道施設応急対策計画

方針

大規模地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等の確保に努める。

主な実施機関

新庄市総務課、防災危機管理課、健康課、上下水道課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制の確立	
2 被災状況の把握	
3 緊急対策	(1) 二次災害の防止対策 (2) 被害発生地区の分離
4 応急対策	(1) 応急給水 (2) 応急復旧 (3) 市民への広報

1 活動体制の確立

水道事業者は、県及び関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）及び新庄管工事協同組合との応援協定に基づき、次により関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を確立する。

- ①動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合も考えられるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- ②水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- ③応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- ④応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- ⑤必要な場合は、水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

2 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- ①テレメーター監視システム等による運転状況の把握

- ②職員等の巡視点検による被災状況の把握
- ③市民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

3 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害の防止対策

- ①浄水場で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ②水道用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ③緊急遮断弁を閉じ、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害発生状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

4 応急対策

市、県及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

市は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

① 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池等の耐震性貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

② 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池及び避難所に給水施設を設置して、給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

エ 備蓄飲料水の供与

市は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。市は、必要に応じて県に飲料水の供給要請を行う。

③優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

④飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに県、日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水用資材を調達する。

⑤飲用井戸水及び受水槽による給水

飲用井戸水及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合している場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

⑥飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素消毒剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

⑦生活用水の確保

飲料水以外の生活用水については、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を使用する。

⑧要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

①応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資機材の調達

②応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

⑦ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたっては、ガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 市民への広報

市及び県は、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。

①被災直後の広報

ア 市が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

②長期的復旧計画の広報

市及び県は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

③情報連絡体制の確立

市及び県は、被害状況、応援要請及び市民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

◆資料◆

- 1 新庄市給水用機材保有状況
- 2 新庄市指定給水装置工事事業者

第3節 生活必需品等物資供給計画

方針

大規模地震により生活必需品等を確保することが困難となった被災者に対して、日常の生活に支障が生じないように生活必需品等を供給する。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 対象者数の把握	(1) 対象者 (2) 把握方法
2 生活必需品等物資品目例	
3 調達方法	
4 集積場所	
5 配分	
6 国によるプッシュ型支援	

1 対象者数の把握

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、物資の販売機構の混乱により資力の有無に係らず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 把握方法

- ①避難所（臨時的に利用されている施設等を含む。）の対象者数は、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。
- ②在宅者の対象者数は、区長及び自主防災組織等の協力を得て把握する。
- ③応急対策活動従事者数は、市災害対策部・班の協力を得て把握する。

2 生活必需品等物資品目例

- ①寝具（毛布、布団等）

- ②被服（肌着等）
- ③炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- ⑥光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- ⑦日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ⑧生理用品
- ⑨暖房器具
- ⑩その他必要な物品

3 調達方法

原則として、優先供給に関する協定を締結している業者等から調達することにより対応する。市で十分な調達ができない場合は、次の手順で対応する。

- ①山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。
- ②応援要請する際は、次の事項を明示して行う。
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- ③被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。
- ④必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

4 集積場所

生活必需品は地域内輸送拠点施設に集積し、施設ごとに管理責任者及び警備員等を配置し管理する。

5 配分

被災住民への生活必需品等の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ①避難所等における生活必需品等の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ②住民への事前周知等による公平な配分
- ③要配慮者への優先配分
- ④避難所で生活せず、生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

6 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第4節 保健衛生計画

方針

大規模地震等が発生した場合において、被災住民の心身の健康を保つために、防疫、食品衛生等の保健衛生対策に努める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、健康課、防災危機管理課、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 被災状況等の把握	
2 活動体制の確立	
3 防疫資機材等の調達要請	
4 保健衛生対策の実施	(1) 健康相談・保健指導 (2) 避難所等生活環境の整備 (3) 防疫対策 (4) 食品衛生対策 (5) 栄養相談・栄養指導
5 被災動物対策	(1) 避難動物の適正飼養等 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 (3) 被災地域における動物の保護、収容等

1 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、市及び県は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- ① ライフラインの被害状況
- ② 避難所の設置及び収容状況
- ③ 仮設トイレの設置及び浸水家屋等の状況
- ④ 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- ⑤ 特定給食施設の被害状況
- ⑥ 食品及び食品関連施設の被害状況

2 活動体制の確立

市及び最上保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、歯科医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

3 防疫資機材等の調達要請

市は、防疫及び保健衛生資器材が不足する場合は、最上保健所に確保を要請する。

4 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。巡回健康相談では健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を行う。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- ①寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- ②結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ③感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- ⑤不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥口腔保健指導
- ⑦急性肺血栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、市担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ①食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- ②衣類、寝具等の清潔の保持
- ③身体の清潔の保持
- ④室温、換気等の環境
- ⑤睡眠、休養の確保
- ⑥居室、便所等の清潔
- ⑦プライバシーの保護

(3) 防疫対策

- ①感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲料水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点的に実施する。

ウ 県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒等を実施する。

②感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、市は、県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

(4) 食品衛生対策

①炊出し施設の把握と食品衛生指導

市は、最上保健所と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

②井戸水等の水質の安全確保と減菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と減菌を指導する。

(5) 栄養相談・栄養指導

市は、最上保健所と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施

イ 巡回栄養相談

避難所、仮設住宅等を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

ウ 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施

エ 特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

5 被災動物対策

市は、最上保健所及び県獣医師会等関係団体と協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。

(1) 避難動物の適正飼養等

最上保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

最上保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5節 廃棄物処理計画

方針

大規模地震に伴い発生する災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

主な実施機関

新庄市環境エネルギー課、最上広域市町村圏事務組合、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 災害廃棄物処理	(1) 災害廃棄物処理計画 (2) 災害廃棄物の処理
2 ごみ処理	(1) 情報の収集及び排出量の推計 (2) 廃棄物処理施設の応急復旧 (3) ごみの処理 (4) 一時保管場所の確保 (5) 県、他の市町村等への応援要請
3 し尿処理	
4 死亡獣畜の処理	

1 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、新庄市災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

①災害廃棄物処理計画

発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、新庄市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等によ

り、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

②協力要請

市及び最上広域市町村圏事務組合は、災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や新庄最上清掃事業組合及び廃棄物処理業者等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

③情報の収集及び排出量の推計

市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

④災害廃棄物の撤去

災害により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは市がその建物等に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについて、適切な場所に移動する。

⑤仮置場の確保

災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。

なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

⑥ごみ処理施設

ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

⑦国への要請

特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

⑧環境への配慮

災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2 ごみ処理

市は、次によりごみ処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

市は、避難所の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

(2) 廃棄物処理施設の応急復旧

最上広域市町村圏事務組合は、廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、最上広域構成市町村と連携し速やかに応急復旧を行う。

(3) ごみの処理

市は、避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集に努める。

(4) 一時保管場所の確保

市は、生活ごみ等を早期に処理できない場合は、収集したごみの一時的な保管場所の確保に努めるとともに、その管理について衛生上十分な配慮を行う。

(5) 県、他の市町村等への応援要請

①市は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村及び一部事務組合等に応援要請を行う。

②市は、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

3 し尿処理

市は、次によりし尿処理を実施する。

- ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- ウ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- エ くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- オ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- カ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、又はし尿処理施設の処理能力を超える場合には、新庄最上清掃事業組合、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、化製場又は死亡獣畜取扱場で行うことを原則とし、化製場又は死亡獣畜取扱場で処理できない時は、県に対し広域的な支援を要請する。

◆資料◆

- 1 ごみ処理施設及びし尿処理施設
- 2 ごみ処理委託業者及びし尿処理許可業者
- 3 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者

第6節 地域内輸送拠点運営計画

方針

大規模地震による災害が発生した場合において、避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、地域内輸送拠点を設置し、効果的な物資の配分を行う。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、都市整備課、防災危機管理課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 地域内輸送拠点の候補地	
2 取り扱い物資	
3 実施業務	
4 運営体制と運営方法	(1) 運営体制 (2) 運営方法
5 地域内輸送拠点までの輸送	
6 避難所等への輸送	

1 地域内輸送拠点の候補地

市の地域内輸送拠点の候補地は、「第2編第17章輸送体制整備計画」に記載のとおり、「道路維持管理センター」及び「すぽーていあ」とする。これらが被災して使用できない又は収容が可能な数を超過した場合は、県と協議の上、別に選定する。

2 取り扱い物資

- ①市からの救援要請等により他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- ②食料及び生活必需品等の応急生活物資
- ③義援物資集積所から市に配送される義援物資
- ④医薬品

3 実施業務

地域内輸送拠点においては、次の業務を行う。

- ①緊急物資、救援物資の集積及び分類
- ②避難所等の物資需要情報の集約
- ③配送先別の仕分け
- ④小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は、原則として地域内輸送拠点までとする。

4 運営体制と運営方法

(1) 運営体制

市、県及び県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

(2) 運営方法

市及び県は、次により地域内輸送拠点（又は広域物資輸送拠点）を運営する。

①地域内輸送拠点中継基地への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣する。

②避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理の上、方面別輸送等被災地における効率的な輸送計画を定める。

③物資配送用車両の確保

県は、市が物資配送用車両を確保できない場合は、市からの要請を受けて必要な車両を確保する。

④ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの人員が必要とされるので、ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

5 地域内輸送拠点までの輸送

①地域内輸送拠点までの輸送は、原則として救援物資については市からの要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資については、これら物資の取扱業者等が実施する。

②市からの要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

6 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

第14章 文教施設及び児童福祉施設における災害応急計画

方針

大規模地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育・児童福祉活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため、各施設の管理者等は応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄市子育て推進課、健康課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項目	概要
1 学校の応急対策	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 被災状況の報告 (3) 応急教育の実施 (4) 心の健康管理
2 学校以外の文教施設の応急対策	
3 児童福祉施設の応急対策	(1) 児童の安全確保 (2) 被災状況の報告
4 文化財の応急対策	

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることである。したがって、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は市が主体となり、自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内において協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

① 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。火災が発生した場合又は重傷者、生理若しくは行方不明者等がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

②登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

③勤務時間外の措置

学校長及び学校安全計画並びに危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。小学校、幼稚園等については、できる限り緊急連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休校の措置をとる。

(2) 被災状況の報告

学校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、教育委員会に速やかに報告する。教育委員会は、人的・物的被害の有無にかかわらず県教育委員会へ報告する。

(3) 応急教育の実施

①学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

②市は、被災状況により次の措置を講じる。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等
教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。
 - (ア)複式授業の実施
 - (イ)昼夜二部授業の実施
 - (ウ)他の市町村又は県に対する人的支援の要請
 - (エ)教育委員会事務局職員等の派遣

③市長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

- ア 学用品給与の対象者
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）
- イ 学用品の品目
教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）
- ウ 学用品給与の時期
災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）。
- エ 学用品給与の方法
県教育委員会は、市教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

（4）心の健康管理

市は、被災した児童生徒等の不安除去又は心身の健康回復のため、カウンセリングや電話相談等必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。

2 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各文教施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- ①館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- ②要救助者及び負傷者がいる場合は、最上広域消防本部及び新庄警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- ③収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- ④人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- ⑤応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

3 児童福祉施設の応急対策

災害発生時における児童福祉施設（保育所・放課後児童クラブ・児童館等）の基本的役割は、児童の安全確保と児童福祉活動の早期回復を図ることである。したがって、避難所として指定を受けた施設においては、その運営は市が主体となり、施設は可能な範囲内において協力することを基本とする。

(1) 児童の安全確保

①在所（園）時の措置

災害発生後、直ちに全職員で児童を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童が避難・集合し次第、人員の確認を行い、負傷者の手当て等を行う。火災が発生した場合又は重傷者、生理者若しくは行方不明者等がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

②通所（園）時の措置

通所（園）中の児童のうち、施設へ避難してきた者は直ちに保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童の情報を得たときは、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報するとともに、現場へ職員を派遣して状況を確認する。

③時間外の措置

施設長及びあらかじめ指定された職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに出勤し、施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④降所（園）及び休所（園）の措置

児童の在所（園）時に大規模な災害が発生した場合、保護者に迎えに来てもらい児童を速やかに降所（園）させる。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される施設に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休所（園）の措置をとる。

（２）被災状況の報告

施設長は、施設の被災状況などを把握し、市に速やかに報告する。

4 文化財の応急対策

①市は、地震が発生した場合は、文化財防災マニュアルに基づき、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び移動・搬出が不可能な文化財

消防・防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては地域住民等の協力により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 移動・搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する所有者や管理団体等が、安定性を確保した上で被害の及ばない場所へ移動・搬出する。

②建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

③被害が発生した場合は、直ちに教育委員会を經由して、県文化振興・文化財活用課に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第15章 要配慮者の応急対策計画

方針

大規模地震による災害が発生又は発生するおそれがある場合、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、情報提供や避難誘導等の対策を積極的に推進する。

主な実施機関

新庄市市民課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、防災危機管理課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 要配慮者対策チームの設置	
2 要配慮者対策	(1) 避難誘導等 (2) 発災直後の安否確認 (3) 被災状況等の把握 (4) 避難所における配慮 (5) 被災後の生活支援
3 社会福祉施設等における要配慮者対策	(1) 事前避難 (2) 施設被災時の安全確認・救助・避難 (3) 被害状況の報告・連絡 (4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置
4 外国人の支援対策	(1) 外国人の救護 (2) 外国人の生活支援

1 要配慮者対策チームの設置

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、直ちに、避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者の情報提供や安否情報の収集、ケア等について一元的に総合調整を図る組織体制を整備する。

2 要配慮者対策

(1) 避難誘導等

市は、地震による災害が発生して市民の避難が必要となった場合、要配慮者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要

な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。なお、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 発災直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

市は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、保健師や地域包括支援センターの職員等を派遣し、次の事項を把握する。

- ①要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ②家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ③介護の必要性
- ④施設入所の必要性
- ⑤日常生活用具（品）の状況
- ⑥常時服用している医薬品等の状況
- ⑦その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、市は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

①社会福祉施設等への緊急入所

市及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

②相談体制の整備

市及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的支援のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、保健師や地域包括支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市は被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

- ①施設長は、市から避難指示があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。
- ②施設長は、被害の状況に応じて、適切な避難地等を選択し、避難の誘導を行う。
- ③夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ①施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動体制を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。
- ②入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ最上広域消防本部等へ救助を要請する。
- ③施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は、上記（1）に準じ避難を実施する。
- ④夜間又は休日等で、在施設職員が少数の時は、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 外国人の支援対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

①外国人への情報提供

市及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

②相談体制の整備

市及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

◆資料◆

- 1 災害時要援護者支援プラン
- 2 洪水浸水想定区域内・土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者施設

第16章 応急住宅対策計画

方針

大規模地震等により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅の設置、被害家屋の応急修理、又は市営住宅等のあっせん等の支援を推進する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、都市整備課、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 住宅被災状況等の把握	
2 応急仮設住宅の建設	(1) 建設予定地の選定 (2) 応急仮設住宅の入居者選定 (3) 応急仮設住宅の管理
3 公営住宅、空家等のあっせん等	
4 被災住宅の応急修理	(1) 修理の方針 (2) 修理の方法 (3) 修理の対象者 (4) 応援の要請
5 労働力及び資材の確保	
6 建物関係障害物の除去	(1) 除去の方針 (2) 除去の方法 (3) 除去の対象者

1 住宅被災状況等の把握

災害により住家に被害が生じた場合は、応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

- ①被害状況
- ②避難地等の状況
- ③市の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む）
- ④被災建築物応急危険度判定

- ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、県の必要な各種支援を得て、市が実施する。
- イ 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
- ウ 判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については、自宅への帰宅を促す。
- ⑤敷地の被害の状況により、県の必要な各種支援を受け、市が被災宅地の危険度判定を行う。
- ⑥市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。
- ⑦建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか被災度区分判定を行う。
- ⑧当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑨要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑩住宅に関する県への要望事項
- ⑪その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設予定地の選定

- ①建設予定地及び建設戸数は、次のとおりとする。

所在地	名称	建設予定戸数
十日町字谷地小屋 6242	(旧) 西部運動広場	76
大字福田字福田山 711-14	福田緑地	96

- ②建設予定地が使用できないときは、次の事項に十分留意して別に選定する。

- ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。
- イ 降雨等による二次災害を受けることがないように、土砂災害警戒区域等の害危険箇所を避ける。
- ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむをえない場合は私有地を利

用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2ヶ年程度の土地使用契約書を取り交わす。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 応急仮設住宅の入居者選定

①入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、住民登録の有無は問わない。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない次の者であること。

(ア)生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ)特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(ウ)前各号に準ずる者

②入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定は、市が行う。また、選定にあたっては、地域のコミュニティを十分考慮する。

イ 障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

③供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2ヶ年以内となる。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅に準じて県が行う。ただし、状況に応じて、県は、市に管理を委託することができる。市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

3 公営住宅、空家等のあっせん等

市、県及び関係団体等は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんができるよう、あらかじめ体制を整備する。

4 被災住宅の応急修理

市は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の修理」に対して行う。また、必要に応じて住宅事業者の団体との連携を図る。

(1) 修理の方針

①修理の範囲

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

イ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。

ウ 上記ア及びイの被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

②修理の期間

被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記①アについては10日以内、①イについては原則として3か月以内に完了するものとする。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、県の応急仮設住宅の建設の方法に準じて行い、市長が現物給付をもって実施する。

(3) 修理の対象者

①対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。

ア (1) ①アの修理に合っては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ (1) ①アの修理に合っては、自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

②対象者の選定

市は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、応急修理の対象者を選定する。

(4) 応援の要請

市は、自らのみにより、被災住宅の応急修理を実施することが困難な場合は、「第3編第1章第3節 広域応援・受援計画」に基づき応援を要請する。

5 労働力及び資材の確保

市は、応急修理における労働力及び資材の確保に関し、あらかじめ関係団体等との協力体制を整えておく。

6 建物関係障害物の除去

(1) 除去の方針

①除去の範囲

ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

②除去の期間

ア 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内とする。

イ 交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 除去の方法

障害物の除去は、県の応急仮設住宅の建設の方法に準じて行い、市長が現物給付をもって実施する。

(3) 除去の対象者

①対象者の範囲

障害物除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない者であること。

(ア)生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ)特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(ウ)前各号に準ずる者

②対象者の選定

市は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、障害物の除去の対象者を選定する。

◆資料◆

- 1 新庄市建設・建築業者
- 2 一般廃棄物処理業者
- 3 産業廃棄物処理業者

第17章 災害救助法の適用に関する計画

方針

市は、大規模地震が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、速やかに災害救助法（以下この章においては「法」という。）の適用を県知事に申請し、同法に基づく救助の実施を図るための計画について定める。

主な実施機関

新庄市税務課、防災危機管理課

計画の体系

項目	概要
1 災害救助法の適用基準	(1) 基準の内容 (2) 市の適用基準
2 被害状況等の判定基準	(1) 滅失世帯数の算定 (2) 住家滅失の認定 (3) 世帯及び住家の認定
3 罹災証明の発行への対応	
4 法による救助の種類と実施方法	(1) 救助の種類 (2) 実施方法
5 災害救助法の適用に係る申請手続き	
6 救助の実施状況の記録及び報告	

1 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、同一原因の災害による本市の被害が一定程度に達し、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる。

①適用単位は、市町村の区域単位とする。

②同一の原因による災害によることを原則とする。ただし、この例外として

ア 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

③市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

④被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 市の適用基準

法の適用基準は、法施行規則第1条第1項に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は次のとおりである。

①市の住家滅失世帯数が、60世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

②被害が広範囲にわたり、県下の住家滅失世帯が1,500世帯以上であって、かつ、市の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

③被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家滅失世帯が7,000世帯以上であって、かつ、市の住家滅失世帯数が多数（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて判断すべきものである。）であるとき（法施行令第1条第1項第3号前段）。

④災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

なお、この場合の内閣府で定める特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることである。

⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府で定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

なお、この場合の内閣府で定める基準とは、次のとおりである。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、

通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

3 罹災証明の発行への対応

被災世帯の認定については、法の適用並びに義援金の配分等住民への影響が極めて大きいことから、住民からの請求に応じて罹災証明が直ちに発行できるよう被災台帳を作成する。

4 法による救助の種類と実施方法

(1) 救助の種類

法による救助の種類は、次のとおりである（法第4条第1項及び法施行令第2条）。

なお、本県では、知事が必要であると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

救助の種類	分類	実施期間
収容施設の供与	避難所の設置 応急仮設住宅の供与	7日 着工 20日
炊き出しその他による食品及び飲料水の供給		7日
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10日
医療及び助産	医療・助産	14日（ただし、助産分娩した日から7日間）
災害にかかった者の救出		3日
災害にかかった住宅の応急修理		3ヶ月
学用品の給与	教科書 文房具	1ヵ月 15日
埋葬		10日
遺体の捜索及び処理		10日
障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日

※期間については、全て災害発生の日から起算する。ただし、県知事の承認を得て実

施期間を延長することができる。

(2) 実施方法

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

5 災害救助法の適用に係る申請手続き

市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助方法と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて法の適用を要請する。

6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施期間中は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

◆資料◆

- 1 災害救助法適用基準
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表
- 3 証明申請書
- 4 災者台帳
- 5 災証明書

第 18 章 労働力確保計画

方針

大規模地震発生時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者及び労務者等の労働力を確保する。

主な実施機関

新庄市総務課、健康課、農林課、都市整備課、上下水道課、防災危機管理課、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 従事命令等	(1) 実費弁償・損害補償 (2) 公用令書 (3) 根拠法令等
2 労務者の確保	(1) 雇用の範囲 (2) 賃金 (3) 斡旋の依頼
3 応援の要請	

1 従事命令等

市長は、災害現場において、救助を要する者及びその近隣の住民を保護するために従事命令等を発令して、応急措置及び救助に関する業務に従事させることができる。

また、職員及び災害対策の技術者に不足を生じた場合は、知事に派遣を要請する。

(1) 実費弁償・損害補償

①法第 71 条及び災害救助法第 24 条の規定により発した従事命令に基づき、災害応急対策及び救助に従事した者に対しては、それぞれ次の基準で実費を弁償する。

ア 災害対策基本法によるもの（法施行令第 35 条）

イ 災害救助法によるもの（県災害救助法施行細則別表第 2）

② 従事命令等により災害応急対策及び救助に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかった者、又は死亡した者の遺族等に対しては、次の規定により損害補償を行う。

ア 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和 37 年県条例第 66 号）

イ 山形県消防補償等組合補償条例

(2) 公用令書

市長は、知事から委任を受けて従事命令及び協力命令を発するとき、又は命令を変更する場合は、公用令書を交付する。

(3) 根拠法令等

根拠法令	執行者	命令区分	業務	対象者
消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員	従事命令	消防作業	火災の現場附近に在る者
災害救助法第24条	知事	従事命令	救助業務	医師、歯科医師又は薬剤師保健師、助産師又は看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、准看護師、救急救命士、土木技術者又は建築技術者大工、左官又はとび職土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助法第25条	知事	協力命令	救助業務	救助を要する者 近隣の者
災害対策基本法第65条	市長 警察官・自衛官(市長又は市の吏員が現場にいないとき)	従事命令	応急措置	区域内の住民 現場にある者
災害対策基本法第71条	知事 市長(委任を受けた場合)	従事命令 協力命令 保管命令	応急措置	災害救助法第24、25条に同じ

水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防長	従事命令	水防業務	区域内に居住する者 現場にある者
---------	----------------------	------	------	---------------------

2 労務者の確保

災害応急対策を実施する際に不足する労務者は、災害援助協定を締結している民間業者を中心に、指名競争入札参加資格者名簿に登録している業者、関係業者の協力を得て確保を図る。

(1) 雇用の範囲

労務者を雇用する用務は、次のとおりとする。

- ア 被災者避難に関する用務
- イ 医療救護における移送に関する用務
- ウ 被災者救出のための用務、又は機械操作に関する用務
- エ 飲料水供給のための用務
- オ 救援物資の整理、輸送及び配分のための用務
- カ 遺体の捜索及び処理のための用務
- キ 災害ごみ収集、処理のための用務
- ク 道路、河川の障害物除去の用務
- ケ 応急仮設住宅建設のための用務
- コ その他必要とする用務

(2) 賃金

雇用による労務者の賃金は、市の雇用賃金の基準額で定められた日額とする。

(3) 斡旋の依頼

市は、地域内で労務者雇用の確保ができない場合、又は不足する場合は、県又は近隣の市町村に斡旋を依頼する。

3 応援の要請

市は、地域内で労務者雇用の確保ができない場合、又は不足する場合は、「第3編第1章第3節 広域応援計画」に基づき応援を要請する。

第 19 章 物的公用負担等の実施計画

方針

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがあり応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋及び物資を管理並びに使用若しくは収用する。

主な実施機関

新庄市総務課、防災危機管理課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項 目	概 要
1 実施の概要	
2 適用対象物	
3 通知及び公示	(1) 応急公用負担の通知 (2) 工作物等を保管した場合の公示
4 公用令書の交付	(1) 応急公用負担等の公用令書の公示 (2) 公用令書の変更、取り消し
5 損失補償等	

1 実施の概要

市長は、災害に際して、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、物的公用負担等の権限を法に基づき行使する。市長、又は市長の職権を行使する市の職員が現場にいない場合は、現場に居合わせた警察官がその職権を行使する。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。さらに警察官も現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官がその職権を行使する。この場合においても、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、消防活動、水防活動のため緊急の必要がある場合の物的公用負担等の職権の行使は、消防吏員、消防団員並びに消防長、水防管理者、水防団長が行使する。

実施責任者	根拠法令
新庄市長	法第 6 4 条第 1 項、第 2 項
警察官	法第 6 4 条第 7 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	法第 6 4 条第 8 項

消防吏員、消防団員	消防法第29条第1項、第2項、第3項
消防長、水防管理者、水防団長	水防法第28条第1項

2 適用対象物

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急措置を緊急に実施するための物的公用負担等の内容は、次のとおりである。

①市長

ア 区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

②消防吏員、消防団員

水害以外の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらの物の在る土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。

③消防長、水防管理者、水防団長

水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。

④警察官

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

⑤自衛官

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないときは、市長の職権を行うことができる。なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

⑥留意事項

現場の災害を受けた工作物等を除去した時は、市長は、当該工作物等を保管しなければならない。保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがある時、又はその保管に不相当な費用、手数を必要とする時は、政令で定めるところにより、それを売却し、代金を保管することができる。

3 通知及び公示

(1) 応急公用負担の通知

法第64条第1項の規定により、応急公用負担の権限を行使した場合は、その所有者、有者等に対して、次の事項を通知しなければならない。

- ア 当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量及び所在した場所
- イ 当該処分に係る期間又は期日
- ウ その他必要事項
- エ 通知すべき所有者、占有者等が不明の時は、庁舎又は新庄警察署の掲示場に通知書を掲示する。

(2) 工作物等を保管した場合の公示

法第64条第2項の規定により、工作物等を保管した場合は、その占有者等に対して、次の事項を公示しなければならない。

- ア 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- イ 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- ウ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- エ 保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- オ 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、市の掲示板に掲示する。
- カ 公示の期間が満了しても、工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報又は新聞紙に掲載する。
- キ 市長は、上記の公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を作成し、関係者に自由に閲覧させなければならない。

4 公用令書の交付

(1) 応急公用負担等の公用令書の交付

法第71条第2項の規定により、市長が知事より委任を受けて物的公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

- ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 当該処分の根拠となった法律の規定
- ウ 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- エ 管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期日及び期間

(2) 公用令書の変更、取り消し

市長は、公用令書を交付した後に処分を変更し、又は取り消した時は、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

5 損失補償等

- ①市は、法第 64 条第 1 項、消防法第 29 条第 3 項、水防法第 21 条第 1 項の規定により、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- ②県は、法第 71 条第 2 項の規定により、市長が知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- ③市は、警察官又は災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失を補償しなければならない

第20章 自発的支援の受入計画

方針

大規模地震発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するとともに、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、市及び県等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

この場合、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

主な実施機関

新庄市財政課、成人福祉課、新庄市社会福祉協議会、新庄青年会議所、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

計画の体系

項目	概要
1 市災害ボランティア支援本部	(1) 本部設置 (2) 本部の主な活動
2 県災害ボランティア支援本部	(1) 本部設置 (2) 本部の主な活動
3 義援物資の受入・配分計画	(1) 受入態勢の周知 (2) 受入及び保管 (3) 配分
4 義援金受入・配分計画	(1) 受入態勢の周知 (2) 受入 (3) 配分

1 市災害ボランティア支援本部

(1) 本部設置

市、新庄市社会福祉協議会及び新庄青年会議所は、大規模な災害が発生した場合、防災関係機関・団体等と密接に連携し、必要に応じて市災害対策本部内に市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 本部の主な活動

- ①駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行うとともに、ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の加入促進を図る。
- ②避難所及び被災者の状況等を調査し、被災者のニーズを把握する。
- ③把握した被災者のニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。また、登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて県ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。
- ④ボランティアに対して、活動拠点の提供、物資の確保等必要な支援、協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。
- ⑤市災害対策本部、県ボランティア支援本部・支部、NPO、ボランティア団体等と連携を図り、被災地におけるさまざまなニーズに効果的に対処するよう努める。

2 県災害ボランティア支援本部

(1) 本部設置

県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害対策本部内に県ボランティア支援本部を設置する。

また、県は総合支庁に設置する県災害対策本部支部内にも総合支庁の所管区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

(2) 本部の主な活動

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対策班と連携し、市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

- ①市町村ボランティア支援本部等の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な市町村には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。
- ②県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。
- ③市災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。
- ④県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

3 義援物資の受入・配分計画

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受入・配分するよう努める。

(1) 受入態勢の周知

市及び県は、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又はホームページや報道機関等を通じ、義援物資の取り扱いや募集、被災地のニーズ等を公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(2) 受入及び保管

市は、次により義援品を受入れる。

- ①受入・照会窓口を開設する。
- ②受入要員を確保する。
- ③義援品輸送、保管に適した集積場所を確保する。

(3) 配分

- ①市は、自己調達物資及び受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。
- ②地域内輸送拠点から避難所への輸送は市が中心となりボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

4 義援金受入・配分計画

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受入・配分するよう努める。

(1) 受入態勢の周知

市、県及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、

国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

市は、次により義援金を受入れる。

- ①一般からの受入窓口を開設する。
- ②一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

- ①市及び県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。
- ②市、県及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第4編 災害復旧・復興計画

第 1 章 民生安定化計画

方針

被災した住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関が実施する各種措置の周知及び手続き等に関する指導・協力をを行う。

主な実施機関

新庄市総務課、税務課、市民課、成人福祉課、子育て推進課、農林課、商工観光課、都市整備課、防災危機管理課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター、電気通信事業者、新庄都市ガス株式会社、郵便事業者

計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	(1) 相談所の開設、運営 (2) 相談事項 (3) 被災証明書の発行 (4) 被災者台帳の整備 (5) 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	(1) 災害弔慰金 (2) 災害障害見舞金 (3) 被災者生活再建支援金 (4) 災害援護資金の貸付 (5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 (6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予 (7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 (8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 住宅対策	(1) 住宅資金の貸付 (2) 公営住宅の建設
4 租税の特別措置	
5 公共料金の特例措置	(1) 郵便事業 (2) 貯金事業

	(3) 電気通信事業 (4) 電気事業 (5) 都市ガス及び簡易ガス事業
6 生活の保護	
7 被災住民への各種措置の周知	

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、庁舎及び避難所等に相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

①生活相談

各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

②職業相談

雇用全般にわたる相談

③金融相談

農林漁業資金及び商工業資金の利用

④住宅相談

住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 被災証明書の発行

被災証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものであり、作成したり災台帳に基づき、被災者の請求に応じて被災証明書を発行する。

また、市は、住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 被災者台帳の整備

①被災台帳の作成

被災者の住家等について、被災状況に関する台帳を作成する。

②被災台帳の記載内容

被災台帳の記載内容は、次のとおりとする。

- ア リ災した住家等の所在地
- イ リ災した住家等の所有者
- ウ リ災した住家等のり災程度

③その他

被災支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。なお、市は、県に活動の支援を要請し、県は災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市の実施体制の整備に向けた支援に努めるものとする。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市（条例）

	3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）
支給限度額	死亡者 1 人につき 主たる生計維持者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円 〔支給の制限〕 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和 48 年政令策 374 号)第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合
窓口	防災危機管理課

(2) 災害障害見舞金

市は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	1 1 つの市町村において 5 世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において 5 世帯以上の住家が滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 192 号）
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市（条例） 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障がいがある者
支給限度額	障がい者 1 人につき 主たる生計維持者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円 〔支給の制限〕

	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該障がい者の障がいとその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合
窓口	防災危機管理課

(3) 被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法による支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。市は被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2
支給対象世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をや

	<p>むを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>																																									
支給額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>（住宅の被害の程度）</th> <th colspan="2">（住宅の再建方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 ②解体 ③長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>		基礎支援金	加算支援金		計	（住宅の被害の程度）	（住宅の再建方法）		①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円
			基礎支援金	加算支援金			計																																			
（住宅の被害の程度）		（住宅の再建方法）																																								
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																						
		補修	100万円	200万円																																						
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																						
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																						
		補修	100万円	150万円																																						
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																						
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円																																						
		補修	50万円	50万円																																						
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																						
窓口	防災危機管理課																																									

②山形県・市町村による独自の支援金

県及び市は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）
--------	--

支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2 市町村 1/2 (全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)
窓口	防災危機管理課

(4) 災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たす者に対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市(条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合

	ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%
窓口	防災危機管理課

(5) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)の貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯(概ね市民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 新庄市社会福祉協議会(民生委員・児童委員)
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
-------	-----------------------------

特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条第37条
特例措置の内容	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月
備考	災害救助法の適用は要しない。

3 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

- ①住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付
- ②住宅金融支援機構資金（一般住宅建設資金）の特別貸付

③生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

実施主体：県社会福祉協議会

④母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

（2）公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

4 租税の特例措置

市、県及び国は、災害により被災者の納付すべき地方税及び国税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

5 公共料金の特例措置

（1）郵便事業

①被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交付

②被災者の差し出す郵便物の料金免除

③被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る）の料金免除

（2）貯金事業

被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る）送金のための郵便振替料金免除

（3）電気通信事業

①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免

②被災者の電話移転工事費の減免

（4）電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業大臣の認可を受けて、次の措置が実施される。

①電気料金の支払い期日の延伸

②不使用月の電気料金の免除

③建て替え等に伴う工事費負担金の免除

④仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

⑤被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除

⑥被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(5) 都市ガス及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施される。

①被災者のガス料金の納期の延伸

②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記を適用

6 生活の保護

市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している低所得被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置を講じる。

7 被災住民への各種措置の周知

市、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める

第2章 金融支援計画

方針

大規模地震により被害を受けた農林業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県と協力して金融支援対策を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、商工観光課

計画の体系

項目	概要
1 農林業者への措置	(1) 天災融資制度による融資 (2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請 (3) 既貸付金等の条件緩和 (4) 農林業者への各種措置の周知
2 中小企業への措置	(1) 災害関連融資制度による融資（商工関係） (2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請 (3) 既貸出金の条件緩和 (4) 中小企業者への各種措置の周知

1 農林業者への措置

(1) 天災融資制度による融資

①天災資金の貸付

市及び県は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林業者に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は、漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

②山形県農林漁業天災対策資金の貸付

市及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林業者に対し、低利の経営資金を融通する。

③日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

(2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金等の条件緩和

①既貸付制度資金の条件緩和措置

市及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び品行等の融資期間に要請を行う。

②各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資期間に対し、被害を受けた農林業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 農林業者への各種措置の周知

市及び県は、農林業の早期回復と経営の維持安定を図るため、関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林業者に対し災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図る。

2 中小企業への措置

(1) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関係する融資制度として、次の制度を活用することができる。

①山形県商工業振興資金（災害対策資金）

②災害貸付（日本政策金融公庫）

③災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

④災害復旧貸付（商工組合中央金庫）

(2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸出金の条件緩和

①既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

②各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 中小企業者への各種措置の周知

①各種広報手段を活用した周知

市及び県は、商工会議所、商工会、中小企業団体及び金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

②被災地への中小企業金融相談窓口の設置

市及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

方針

被災した公共施設の災害復旧については、被災施設の原状復旧を基本としながら、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。また、早期の復旧を図るため、激甚災害指定の検討を併せて行う。

主な実施機関

新庄市財政課、成人福祉課、健康課、農林課、商工観光課、上下水道課、都市整備課、防災危機管理課、新庄市教育委員会、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 被害状況の調査及び県への報告	
2 激甚災害指定に向けた県への協力	
3 復旧の基本方針の決定等	(1) 復旧の基本方針 (2) 災害復旧計画概要書の作成 (3) 国、県による復旧工事の代行
4 災害査定	
5 災害復旧関係技術職員の確保	
6 資金計画	

1 被害状況の調査及び県への報告

公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市又は県に対し速やかに報告する。

また、市は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対し報告する。

2 激甚災害指定に向けた県への協力

県は、上記の被害状況報告に基づいて市の被害状況等を検討し、著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力する。

3 復旧の基本方針の決定等

(1) 復旧の基本方針

市は、公共施設等の管理者とともに、被害の状況及び市の特性等を勘案し、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮した基本方針案を作成し、県の協力を得て復旧の基本方針を決定する。

(2) 災害復旧計画概要書の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、上記の基本方針に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。査定にあたっては、原状復旧を基本にししながら、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 国、県による復旧工事の代行

- ① 国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- ② 国は、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- ③ 県は、自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- ④ 国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあつては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- ⑤ 国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に

高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

4 災害査定

市は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県と協力して国に対し国庫負担申請を行う。また、被害の状況によっては査定前に復旧工事に着手することも可能である。特に緊急を要する場合については、査定が迅速に実施されるよう、県とともに必要な措置を講じる。

5 災害復旧関係技術職員の確保

- ①市は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- ②災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講じる。
- ③市は、自らが被災地とならなかった災害に関し、県から職員の応援派遣について要請があった場合は、これに協力する。

6 資金計画

市は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

◆資料◆

1 激甚災害等の指定基準

第4章 災害復興計画

方針

市及び県は、大規模地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して災害復興対策を実施する。

主な実施機関

新庄市防災危機管理課、最上総合支庁

計画の体系

項目	概要
1 復興対策組織体制の整備	
2 復興計画の策定	
3 復興事業の実施	
4 住民合意の形成	

1 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり、必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

2 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかな

に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての市民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

3 復興事業の実施

市、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ①緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- ②電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③建築物及び公共施設の耐震・不燃化

4 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。市は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。